



市 章

彦 根 市 公 報

令和6年(2024年)10月15日

第 1 9 2 6 号

火 曜 日

定日発行 毎月 1 日、15 日 2 回

目 次

○ 条例

37	ふるさと彦根応援寄附条例の一部を改正する条例	2
38	彦根市城山観覧料徴収条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例	3
39	彦根市立児童館条例の一部を改正する条例	3
40	彦根市営住宅の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例	4
41	彦根市国民健康保険条例の一部を改正する条例	4

○ 規則

50	彦根市建築基準法等施行細則の一部を改正する規則	5
51	彦根市予防接種料徴収規則の一部を改正する規則	5
52	ふるさと彦根応援寄附条例施行規則の一部を改正する規則	5
53	彦根市役所の開庁時間に関する規則	7
54	ひこね市文化プラザの管理運営に関する規則の一部を改正する規則	7
55	みずほ文化センターの管理運営に関する規則の一部を改正する規則	8
56	彦根市児童手当等事務処理規則の一部を改正する規則	9

○ 訓令

10	彦根市職員の服務に関する規程の一部を改正する訓令	36
----	--------------------------	----

○ 告示

177	認可地縁団体の告示事項の変更	36
178	自転車等の移動および保管	36
179	自転車等の移動および保管	37
180	自転車等の移動および保管	38
181	自転車等の移動および保管	38
182	予算の要領の公表	39
183	自転車等の移動および保管	39
184	占用制限の区域の指定	40
185	公共下水道の供用および下水の処理の開始	42
186	健康診査手数料の徴収事務の委託	43
187	彦根市城山観覧料の徴収事務の委託	43
188	彦根市城山観覧料の徴収事務の委託	43
189	彦根市城山観覧料の徴収事務の委託	44
190	彦根市城山観覧料の徴収事務の委託	44
191	彦根市城山観覧料の徴収事務の委託	44
192	彦根市城山観覧料の徴収事務の委託	45
193	彦根市城山観覧料の徴収事務の委託	45
194	彦根市城山観覧料の徴収事務の委託	45
195	彦根市城山観覧料の徴収事務の委託	46
196	彦根市城山観覧料の徴収事務の委託	46
197	彦根市城山観覧料の徴収事務の委託	46
198	彦根市城山観覧料の徴収事務の委託	47
199	彦根市城山観覧料の徴収事務の委託	47
200	彦根市城山観覧料の徴収事務の委託	47
201	彦根市城山観覧料の徴収事務の委託	48

202	彦根市城山観覧料の徴収事務の委託	48
203	彦根市地域生活支援事業実施要綱の一部改正	48
204	建築物が立地する土地の区域および常備消防機関の現地到着時間の指定の一部改正 ...	50
205	地価公示図書閲覧規程等の一部改正	50
205 の 2	彦根市妊婦健康診査等事業実施要綱の一部改正	51
○	公告	
	彦根市農地利用地域計画策定公告	54
	2025 年度版彦根市子育てガイドブック発行事業者募集公告.....	55
	公売公告兼見積価額公告	55
	公売公告兼見積価額公告の中止	57
	都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告	58
○	議会訓令	
2	彦根市議会図書室規程の一部を改正する訓令	59
○	教育委員会告示	
19	彦根市教育委員会会議の招集	59
20	彦根城博物館観覧料の徴収事務の委託	59
21	彦根城博物館観覧料の徴収事務の委託	59
22	彦根城博物館観覧料の徴収事務の委託	60
23	彦根城博物館観覧料の徴収事務の委託	60
24	彦根城博物館観覧料の徴収事務の委託	61
25	彦根城博物館観覧料の徴収事務の委託	61
26	彦根城博物館観覧料の徴収事務の委託	61
27	彦根城博物館観覧料の徴収事務の委託	62
28	彦根城博物館観覧料の徴収事務の委託	62
29	彦根城博物館観覧料の徴収事務の委託	62
30	彦根城博物館観覧料の徴収事務の委託	63
31	彦根城博物館観覧料の徴収事務の委託	63
32	彦根城博物館観覧料の徴収事務の委託	64
33	彦根城博物館観覧料の徴収事務の委託	64
34	彦根城博物館観覧料の徴収事務の委託	64
35	彦根城博物館観覧料の徴収事務の委託	65

条 例

ふるさと彦根応援寄附条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 6 年 9 月 26 日

彦根市長 和 田 裕 行

彦根市条例第 37 号

ふるさと彦根応援寄附条例の一部を改正する条例

ふるさと彦根応援寄附条例(平成 20 年彦根市条例第 36 号)の一部を次のように改正する。

第 1 条中「歴史文化遺産の承継、教育環境の整備、福祉の充実、国際交流の促進、「ひこにゃん」の応援およびまちの活性化を図るため、広く寄附」を「彦根市を応援しようとする個人または団体から広く寄附金」に改める。

第 2 条第 1 号から第 4 号までを次のように改める。

- (1) 人権福祉事業
- (2) 次世代育成事業
- (3) 文化産業事業
- (4) まちづくり事業

第 2 条中第 5 号および第 6 号を削り、第 7 号を第 5 号とする。

第 3 条第 2 項中「前条第 7 号」を「前条第 5 号」に改める。

第 4 条第 1 項中「次の各号」を「第 2 条第 1 号から第 4 号まで」に、「当該各号に定める基

金に積み立てる」を「当該指定があつた事業の財源に充てる」に改め、同項各号を削り、同条第 2 項中「第 2 条第 7 号」を「第 2 条第 5 号」に改める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 6 年 10 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 改正後のふるさと彦根応援寄附条例の規定は、この条例の施行の日以後に寄附の申込みを受けた寄附金について適用し、同日前に寄附の申込みを受けた寄附金については、なお従前の例による。

(ひこにゃん活動基金の設置、管理および処分に関する条例の一部改正)

3 ひこにゃん活動基金の設置、管理および処分に関する条例(平成 20 年彦根市条例第 37 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条中「ふるさと彦根応援寄附条例(平成 20 年彦根市条例第 36 号)第 4 条の規定により積み立てられる寄附金の」を「予算において定める」に改める。

彦根市城山観覧料徴収条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 6 年 9 月 26 日

彦根市長 和田 裕 行

彦根市条例第 38 号

彦根市城山観覧料徴収条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

彦根市城山観覧料徴収条例の一部を改正する条例(令和 6 年彦根市条例第 19 号)の一部を次のように改正する。

別表第 2 の改正規定中「に改める」を「に改め、「半日」を削り、「50,000 円以内」の次に「(4 時間未満の使用に限る。)」を加え、「1 日」を削り、「80,000 円以内」の次に「(4 時間以上 8 時間未満の使用に限る。)」を加える」に改める。

別表第 3 の改正規定を次のように改める。

別表第 3 を次のように改める。

別表第 3(第 5 条関係)

区分	使用料
鳳 翔 台および茶室を利用する者	30 分未満 3,000 円
	30 分以上 4 時間未満 10,000 円
	4 時間以上 8 時間未満 20,000 円
御書院棟(玄関棟を含む。)を利用する者	30 分未満 10,000 円
	30 分以上 4 時間未満 30,000 円
	4 時間以上 8 時間未満 60,000 円
地震の間棟を利用する者	30 分未満 5,000 円
	30 分以上 4 時間未満 20,000 円
	4 時間以上 8 時間未満 40,000 円

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

彦根市立児童館条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 6 年 9 月 26 日

彦根市長 和田 裕 行

彦根市条例第 39 号

彦根市立児童館条例の一部を改正する条例

彦根市立児童館条例(昭和 39 年彦根市条例第 22 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条の表彦根市立ふれあいの館の項を削る。

付 則

- 1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この条例の規定による改正前の彦根市立児童館条例(以下「旧条例」という。)第 11 条第 1 項の規定に基づき彦根市立ふれあいの館の指定管理者(同項に規定する「指定管理者」をいう。)の指定を受けた法人その他の団体の役員および職員であった者に係る旧条例第 16 条第 3 項の規定による管理業務(旧条例第 11 条第 1 項に規定する「管理業務」をいう。以下同じ。)に関し知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、または不当な目的に使用してはならない義務および旧条例第 16 条第 4 項の規定による管理業務に関し知り得た秘密を他に漏らし、または自己の利益のために使用してはならない義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。

彦根市営住宅の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 6 年 9 月 26 日

彦根市長 和 田 裕 行

彦根市条例第 40 号

彦根市営住宅の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例

彦根市営住宅の設置および管理に関する条例(平成 9 年彦根市条例第 30 号)の一部を次のように改正する。

別表第 2 に次のように加える。

- (9) 犯罪被害者等基本法(平成 16 年法律第 161 号)第 2 条第 2 項に規定する犯罪被害者等であって、当該犯罪等により現に住宅に困窮していることが明らかであると市長が認めるもの
- (10) 更生保護法(平成 19 年法律第 88 号)第 48 条に規定する保護観察対象者または同法第 85 条第 1 項に規定する更生緊急保護を受けている者
- (11) 次のいずれかに該当する者であって、22 歳以下のもの
 - ア 自立援助ホーム(児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)第 6 条の 3 第 1 項に規定する児童自立生活援助事業を行う住居をいう。)に入居していた者
 - イ 児童福祉法第 27 条第 1 項第 3 号の規定により、同法第 6 条の 3 第 8 項に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者もしくは同法第 6 条の 4 に規定する里親(同条第 2 号に規定する養子縁組里親を除く。)に委託されていた者または同法第 41 条に規定する児童養護施設、同法第 43 条の 2 に規定する児童心理治療施設もしくは同法第 44 条に規定する児童自立支援施設に入所していた者

付 則

- 1 この条例は、令和 6 年 11 月 1 日から施行する。
- 2 この条例の規定による改正後の彦根市営住宅の設置および管理に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に開始する入居者の公募その他の手続について適用し、同日前に開始した入居者の公募その他の手続については、なお従前の例による。

彦根市国民健康保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 6 年 9 月 26 日

彦根市長 和 田 裕 行

彦根市条例第 41 号

彦根市国民健康保険条例の一部を改正する条例

彦根市国民健康保険条例(平成 8 年彦根市条例第 26 号)の一部を次のように改正する。

第 48 条中「第 9 項」を「第 5 項」に、「もしくは虚偽の届出をした場合または同条第 3 項もしくは第 4 項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じない」を「または虚偽の届出をした」に改める。

付 則

- 1 この条例は、令和 6 年 12 月 2 日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前にした行為および行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経

過措置に関する政令(令和 6 年政令第 260 号)第 9 条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行の日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

規則

彦根市建築基準法等施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 6 年 9 月 26 日

彦根市長 和田 裕 行

彦根市規則第 50 号

彦根市建築基準法等施行細則の一部を改正する規則

彦根市建築基準法等施行細則(平成 11 年彦根市規則第 41 号)の一部を次のように改正する。

第 24 条第 30 号中「建築基準法第 27 条第 1 項に規定する特殊建築物の主要構造部の構造方法等を定める件」を「建築基準法第 27 条第 1 項に規定する特殊建築物の特定主要構造部の構造方法等を定める件」に改める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

彦根市予防接種料徴収規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 6 年 9 月 26 日

彦根市長 和田 裕 行

彦根市規則第 51 号

彦根市予防接種料徴収規則の一部を改正する規則

彦根市予防接種料徴収規則(平成 20 年彦根市規則第 34 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条に次の 1 号を加える。

(3) 新型コロナウイルス感染症 2,100 円

付 則

この規則は、令和 6 年 10 月 1 日から施行する。

ふるさと彦根応援寄附条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 6 年 10 月 1 日

彦根市長 和田 裕 行

彦根市規則第 52 号

ふるさと彦根応援寄附条例施行規則の一部を改正する規則

ふるさと彦根応援寄附条例施行規則(平成 20 年彦根市規則第 48 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 号から第 4 号までを次のように改める。

(1) 人権福祉事業 人権、多文化共生、健康、福祉、医療および生涯学習に関する事業

(2) 次世代育成事業 子育て、次世代育成および教育に関する事業

(3) 文化産業事業 歴史、伝統、文化、観光、ひこにゃん、スポーツおよび産業に関する事業

(4) まちづくり事業 環境形成、都市基盤および安全・安心に関する事業

第 2 条中第 5 号および第 6 号を削り、第 7 号を第 5 号とする。

別記様式第 1 号を次のように改める。

別 記

様式第 1 号(第 3 条関係)

年 月 日

彦根市長 様

(寄附者)住所 〒 ー

フリガナ

氏名(団体名)

連絡先(電話)

(E-mail)

ふるさと彦根応援寄附申込書

次のとおり彦根市に寄附をするとともに、裏面「個人情報の取扱いについて」に同意します。

- 1 寄附金額 円
- 2 寄附金の事業指定(いずれかにチェック)
- ☐ 人権福祉事業(人権、多文化共生、健康、福祉、医療および生涯学習に関する事業)
- ☐ 次世代育成事業(子育て、次世代育成および教育に関する事業)
- ☐ 文化産業事業(歴史、伝統、文化、観光、ひこにゃん、スポーツおよび産業に関する事業)
- ☐ まちづくり事業(環境形成、都市基盤および安全・安心に関する事業)
- ☐ その他市長が必要と認める事業
- 3 寄附方法(いずれかにチェック)
- ☐ 納付書による納付(☐ 市指定金融機関 ☐ ゆうちょ銀行)
- ☐ 市指定口座への振り込み
- ☐ 現金書留
- ☐ 持参(☐ 市役所 ☐ 博物館 ☐ 彦根城管理事務所 ☐ その他)
- 4 寄附金税額控除に係る申告特例(ワンストップ特例)の利用(いずれかにチェック)
- ☐ 希望する ☐ 希望しない
- ※ 希望された場合は、寄附金税額控除に係る申告特例申請書を送付させていただきます。
- 5 ふるさと彦根やひこにゃんへの応援メッセージ、彦根市での思い出・体験談などがあれば、是非お聞かせください。

申込み時に記入いただいた個人情報は、ふるさと彦根応援寄附に関する事業のみに使用します。

付 則

- 1 この規則は、令和 6 年 10 月 1 日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の様式(以下「旧様式」という。)により使用されている書類は、この規則による改正後の様式によるものとみなすことができる。
- 3 この規則の施行の際、現にある旧様式による書類については、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

彦根市役所の開庁時間に関する規則をここに公布する。

令和 6 年 10 月 1 日

彦根市長 和 田 裕 行

彦根市規則第 53 号

彦根市役所の開庁時間に関する規則

彦根市役所(支所、出張所その他の施設を含む。)の開庁時間は、別に定めがあるもののほか、彦根市の休日を定める条例(平成 2 年彦根市条例第 12 号)第 1 条第 1 項に規定する市の休日を除き、午前 9 時から午後 4 時 45 分までとする。ただし、事務の特殊性その他の事由により、当該開庁時間により難い場合は、この限りでない。

付 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和 6 年 10 月 1 日から施行する。
(彦根市庁舎管理規則の一部改正)
- 2 彦根市庁舎管理規則(昭和 39 年彦根市規則第 29 号)の一部を次のように改正する。
第 12 条第 1 項中「職員の執務時間内」を「彦根市の休日を定める条例(平成 2 年彦根市条例第 12 号)第 1 条第 1 項に規定する市の休日を除き、午前 9 時から午後 4 時 45 分まで」に改める。
(彦根市長の資産等の公開に関する条例施行規則の一部改正)
- 3 彦根市長の資産等の公開に関する条例施行規則(平成 7 年彦根市規則第 36 号)の一部を次のように改正する。
第 10 条第 2 項中「執務時間中」を「休日を除く日の午前 9 時から午後 4 時 45 分までの間」に改める。
(彦根市保健・医療複合施設の設置および管理に関する条例施行規則の一部改正)
- 4 彦根市保健・医療複合施設の設置および管理に関する条例施行規則(平成 27 年彦根市規則第 2 号)の一部を次のように改正する。
第 2 条中「午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで」を「午前 9 時から午後 4 時 45 分まで」に改める。

ひこね市文化プラザの管理運営に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 6 年 10 月 1 日

彦根市長 和 田 裕 行

彦根市規則第 54 号

ひこね市文化プラザの管理運営に関する規則の一部を改正する規則

ひこね市文化プラザの管理運営に関する規則(令和 3 年彦根市規則第 19 号)の一部を次のように改正する。

別表の 1 の表中備考以外の部分を次のように改める。

1 冷暖房損料

区分	冷房(円)	暖房(円)
グランドホール	4,560	7,630
エコーホール	1,210	1,820
メッセホール	1,210	1,820

第 1 楽屋	60	60
第 2 楽屋	60	60
第 3 楽屋	130	130
第 4 楽屋	130	130
第 5 楽屋	130	130
第 6 楽屋	60	60
第 7 楽屋	60	60
第 8 楽屋	60	60
第 9 楽屋	60	60
第 10 楽屋	60	60
第 1 リハーサル室	700	700
第 2 リハーサル室	280	280
特別会議室	130	130
視聴覚室	280	280
和室研修室	60	60
第 1 研修室	130	130
第 2 研修室	全面	280
	半面	130
第 3 研修室	全面	280
	半面	130
第 4 研修室	210	210
第 5 研修室	130	130
ギャラリー	280	280

別表の 2 の表舞台設備の部上敷の項中「50」を「260」に改め、同部幕類の項中「1,030」を「1,650」に改め、同部地がすりの項中「2,080」を「2,450」に改め、同表音響設備の部拡声装置の項中「1,030」を「1,560」に改め、同部スピーカーの項中「1,030」を「2,690」に改め、同部エフェクターの項中「520」を「800」に改め、同表映写設備の部プロジェクターの項中「3,130」を「4,400」に改め、同部テレビの項中「520」を「1,030」に改め、同表照明設備の部フットライトの項中「310」を「1,290」に改め、同部ロアホリゾンライトの項中「1,030」を「1,320」に改め、同部アッパーホリゾンライトの項中「1,560」を「2,130」に改め、同部ブラックライトの項中「210」を「440」に改め、同部 I T O 用マシンの項中「210」を「930」に改め、同部ストロボの項中「520」を「1,100」に、「1,030」を「1,370」に改め、同表楽器
「
の部フルコンサートピアノの項中「10,470」を「12,650」に、

3,130	グランド
-------	------

を
」
「

5,040	グランド
-------	------

に改め、同部デジタルピアノの項中「1,030」を「2,400」に改め、
」
同部ピアノ椅子の項中「50」を「550」に改め、同表その他の設備の部高座用座布団の項中「50」を「550」に改め、同部姿見の項中「100」を「330」に改める。

付 則

- 1 この規則は、令和 7 年 10 月 1 日から施行する。
- 2 改正後のひこね市文化プラザの管理運営に関する規則の規定は、この規則の施行の日以後に行われた使用の許可の申請に係る冷暖房損料および附属設備等損料について適用し、同日前に行われた使用の許可の申請に係る冷暖房損料および附属設備等損料については、なお従前の例による。

みずほ文化センターの管理運営に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 6 年 10 月 1 日

彦根市長 和 田 裕 行

彦根市規則第 55 号

みずほ文化センターの管理運営に関する規則の一部を改正する規則

みずほ文化センターの管理運営に関する規則(令和 3 年彦根市規則第 20 号)の一部を次のように改正する。

別表の 1 の表多目的ホールの項中「1,670」を「1,950」に、「1,460」を「1,850」に改める。

別表の 2 の表音響設備の部ダイレクトボックスの項中「100」を「300」に改め、同表照明設備の部ピンスポットライトの項中「310」を「1,020」に改め、同部照明 B セットの項中「7,330」を「10,000」に改め、同表その他設備の部セミコンサートピアノの項中「2,080」を「4,280」に改め、同部プロジェクターの項中「1,030」を「3,000」に改め、同部パネルの項中「100」を「300」に改める。

付 則

- 1 この規則は、令和 7 年 10 月 1 日から施行する。
- 2 改正後のみずほ文化センターの管理運営に関する規則の規定は、この規則の施行の日以後に行われた使用の許可の申請に係る冷暖房損料および附属設備等損料について適用し、同日前に行われた使用の許可の申請に係る冷暖房損料および附属設備等損料については、なお従前の例による。

彦根市児童手当等事務処理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 6 年 10 月 1 日

彦根市長 和 田 裕 行

彦根市規則第 56 号

彦根市児童手当等事務処理規則の一部を改正する規則

彦根市児童手当等事務処理規則(平成 24 年彦根市規則第 27 号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

彦根市児童手当事務処理規則

第 1 条中「児童手当等(児童手当および法附則第 2 条第 1 項の給付をいう。以下同じ。)」を「児童手当」に改める。

第 2 条第 1 項中「児童手当等」を「児童手当」に改め、同条第 2 項中「児童手当等」を「児童手当」に、「その他関係機関」を「その他の関係機関」に改め、同条第 3 項中「都道府県等」を「都道府県その他の関係機関」に改め、同条第 4 項中「提出を」の次に「同条第 3 項の規定により」を加える。

第 2 条の 2 中「児童手当等」を「児童手当」に改める。

第 3 条第 1 項中「記載内容」を「その記載内容」に改め、同条第 2 項ただし書中「代わって」の次に「これらの請求書、届出書等に必要事項を」を加え、「記入事項」を「その記入する事項」に改め、同条第 3 項中「において、その誤りが軽微なものであって」を「であって、これが軽微なものであり、かつ、」に改め、同条第 6 項中「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(行政機関等・地方公共団体等編)」を「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(行政機関等編)」に改める。

第 8 条中「が監護し、かつ、生計を同じくする児童」を「に係る支給対象となる児童」に改める。

第 9 条第 2 項中「父母指定者の」を「父母指定者に対する児童手当の」に改める。

第 10 条第 1 項第 1 号中「によって」を「により」に改め、同項第 2 号ア中「認定請求書を」の次に「請求者に」を加え、同号ウ中「イの」の次に「規定による」を加え、同項第 3 号中「によって」を「により請求者に」に改め、同項に次の 1 号を加える。

- (4) 認定請求書には、地方税関係情報、年金給付関係情報、住民票関係情報等の連携のために請求者の個人番号(番号法第 2 条第 5 項に規定する個人番号をいう。以下同じ。)および地方税関係情報、住民票関係情報等の連携のためにその配偶者等(2 人以上で請求に係る児

童を養育している場合の請求者の配偶者、未成年後見人、父母(請求者が父母指定者の場合に限る。)等をいう。第 30 条第 1 号において同じ。)の個人番号をそれぞれ記載する必要があるが、当該個人番号の記載がないことを理由に、認定請求書を返戻し、または保留しないこと。

第 10 条第 2 項第 1 号ア中「それら請求者以外の者についても法第 5 条に規定する所得」を「これらの者の前年の所得(1 月から 5 月までの月分の児童手当については、前々年の所得とする。)」に改め、同号アに後段として次のように加える。

この場合において、当該所得は、その生じた年の翌年の 4 月 1 日の属する年度分の地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)に規定する市町村民税または特別区民税に係る総所得金額、退職所得金額、山林所得金額、土地等に係る事業所得等の金額、長期譲渡所得金額および短期譲渡所得金額(譲渡所得に係る特別控除を受けた場合は、その額を控除した額)ならびに先物取引に係る雑所得等の金額、特例適用利子等の額、特例適用配当等の額、条約適用利子等の額ならびに条約適用配当等の額の合計額とする。

第 10 条第 2 項第 1 号イ中「規定に基づき添付される当該児童の住民票の写しまたは住民票記載事項証明書であって、当該児童が世帯主である場合にはその旨、当該児童が世帯主でない場合には世帯主との続柄が記載されたもの」を「添付書類(当該児童の住民票の写しまたは住民票記載事項証明書であって、当該児童が世帯主である場合にはその旨、当該児童が世帯主でない場合には世帯主との続柄が記載されたもの)」に、「同項第 3 号の規定に基づき添付される書類」を「別居看護申立書」に改め、「により」の次に「、別居監護の状況」を加え、同号ウおよびエ中「規定に基づき添付される書類」を「添付書類」に改め、同号オ中「規定に基づき添付される書類」を「添付書類」に改め、「イにより」の次に「別居監護の状況等を」を加え、同号カ中「規定に基づき添付される書類」を「添付書類」に改め、同号ク中「申立書」を「DV のため住民票上の住所地と異なる市町村に居住している旨の申立書」に改め、同号ケ中「申立書」を「戸籍および住民票に記載のない児童に関する申立書」に、「との監護要件および生計要件等」を「が支給要件に該当するか」に改め、同号コ中「3 歳に満たない児童」を「三歳未満支給対象児童」に、「第 6 条第 1 項第 1 号イ」を「第 6 条第 2 項第 5 号」に、「健康保険証の写し」を「年金加入証明書」に改め、同号に次のように加える。

サ 請求に係る第三子以降算定額算定対象者(法第 6 条第 2 項第 2 号に規定する第三子以降算定額算定対象者をいう。以下同じ。)が日本国内に住所を有しない場合は、省令第 1 条の 3 の 2 第 3 項に規定する理由に該当するか否かについて、海外留学に関する申立書(別記様式第 6 号の 8)または留学先の学校の在学証明書、留学前の日本国内での居住状況が分かる書類等の省令第 1 条の 4 第 2 項第 12 号の添付書類により確認すること。

シ 請求に係る第三子以降算定額算定対象者があるときは、監護相当・生計費の負担についての確認書(別記様式第 6 号の 9)により、監護に相当する日常生活上の世話および必要な保護ならびに生計費の相当部分についての負担の状況等を確認すること。

ス 請求に係る第三子以降算定額算定対象者のうちに請求者の住所地の市町村の区域外に住所を有する者(延長者等(法第 6 条第 2 項第 2 号に規定する延長者等をいう。セにおいて同じ。))を除く。)があるときは、省令第 1 条の 4 第 2 項第 11 号の添付書類(当該者の住民票の写しまたは住民票記載事項証明書であって、当該者が世帯主である場合にはその旨、当該者が世帯主でない場合には世帯主との続柄が記載されたもの)により当該者が属する世帯の状況等を確認すること。

セ 請求に係る第三子以降算定額算定対象者が延長者等に該当する者でないことを、別記様式第 6 号の 9 により確認すること。

第 10 条第 2 項第 2 号中「によって」を「により行う審査において」に、「またはエからカまで」を「、エからカまでまたはク」に、「児童手当等」を「児童手当」に改め、同条第 3 項中「によって」を「により」に改め、同項第 5 号中「児童手当等」を「児童手当」に改め、同条第 4 項中「によって」を「により」に改める。

第 11 条第 2 項第 1 号中「省令第 1 条の 2 第 1 項」を「省令第 1 条の 2 第 1 項に規定する期間以内の児童自立生活援助(児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)第 6 条の 3 第 1 項の児童自立生活援助をいう。))が行われている者、同条第 2 項」に、「同条第 2 項から第 4 項まで」を「同条第

3項から第5項まで」に改め、同項第2号中「によって」を「により行う審査において」に改め、同項第3号中「支給要件児童」を「児童」に、「3歳に満たない児童」を「三歳未満施設入所等児童」に、「第6条第1項第2号」を「第6条第2項第9号」に、「3歳に満たない施設入所等児童」を「三歳未満施設入所等児童」に、「健康保険証の写し」を「年金加入証明書」に改め、同条第3項および第4項中「によって」を「により」に改める。

第12条第1項第1号中「によって」を「により」に改め、同条第2項ただし書を削り、同条第3項中「によって」を「により」に改め、同項第1号中「その他の事項および」を「および新たに算定対象となった第三子以降算定額算定対象者の氏名ならびに」に改め、同条第4項中「によって」を「により」に改める。

第13条第2項中「によって」を「により」に改め、同項第1号中「児童」の次に「または第三子以降算定額算定対象者」を加え、同条第3項中「によって」を「により」に改める。

第14条第3項および第4項ならびに第15条第2項および第3項中「によって」を「により」に改める。

第16条中「によって」を「により」に改め、同条第1号中「児童」の次に「または第三子以降算定額算定対象者」を加え、同条に次の1項を加える。

2 一般受給者(法第6条第3項の第三子以降算定額を受給している者に限る。)であって、支給対象児童のうちに18歳に達する日以後の最初の3月31日を経過する者があることにより、前項の職権による支給額の改定をすることとなるものに対しては、特に注意を払い、当該児童が同日の翌日以降、第三子以降算定額算定対象者となる場合には、別記様式第6号の9の提出が必要となる旨を周知徹底するものとする。

第17条第2項中「によって」を「により」に改め、同条第3項中「によって」を「により」に、「引き続いて児童手当等」を「引き続き児童手当」に改め、同条第4項を次のように改める。

4 第2項の規定により審査した結果、法第4条第2項または第3項の児童の生計を維持する程度の高い者に該当すると認められる者に対する児童手当は、原則として、当該審査をした年の8月から翌年7月まで支給するものとする。

第17条第5項中「によって」を「により」に、「児童手当等」を「児童手当」に改め、同項第1号中「引き続いて児童手当等」を「引き続き児童手当」に改め、同条第6項中「児童手当等」を「児童手当」に改める。

第17条の2第1項第4号中「者」を「受給者」に改め、同項第5号中「関係部門」の次に「その他の関係機関」を、「児童」の次に「および第三子以降算定額算定対象者」を加える。

第18条第1項第1号および同条第2項中「によって」を「により」に改め、同条第3項中「によって」を「により」に、「引き続いて」を「引き続き」に改め、同条第4項中「によって」を「により」に改め、同項第1号中「引き続いて児童手当等」を「引き続き児童手当」に改める。

第20条の3中「提出」を「その提出」に改める。

第21条第1項第1号中「引き続いて児童手当等」を「引き続き児童手当」に改め、同項第4号中「による」を「の規定による」に改め、同条第2項中「児童手当等」を「児童手当」に改める。

第22条第1項中「によって児童手当等」を「により児童手当」に改め、同条第2項第3号中「支給対象」を「一般受給者に係る支給対象」に、「その父母等」を「当該一般受給者」に改め、同項第4号中「施設入所等児童」の次に「が施設入所等児童」を加え、「里親等または施設設置者」を「施設等受給者」に改め、同項中第7号を削り、第8号を第7号とし、同条第3項を削る。

第24条第1項中「児童手当等」を「児童手当」に改め、同条第2項中「児童手当等」を「児童手当」に改め、「行う場合には、一般受給者にあつては別記様式第15号の3、施設等受給者にあつては別記様式第15号の4による通知書を作成し、受給者に送付するものとし、支払を」を削り、同条第3項を次のように改める。

3 前2項の規定にかかわらず、法第8条第4項ただし書の規定による児童手当の支払を行う場合には、別記様式第15号、別記様式第15号の2、別記様式第15号の3または別記様式第15

号の 4 による通知を作成し、受給者に送付することとし、受給者情報に支払金額および支払年月日を記録するものとする。

第 24 条に次の 1 項を加える。

- 4 第 2 項の場合において、受給者から別記様式第 15 号の 5 により求めがあったときその他市長が必要と認める場合には、別記様式第 15 号の 6 による通知を作成し、支払金額および支払年月日を証する書類を当該受給者に交付するよう努めるものとする。

第 25 条中「児童手当等」を「児童手当」に、「6 月および 10 月」を「4 月、6 月、8 月、10 月および 12 月」に改める。

第 26 条中「以下」の次に「この条および第 31 条において」を加え、同条第 2 号中「児童手当等」を「児童手当」に改め、同号ア中「中学校修了前の児童(法第 4 条第 1 項第 1 号イに規定する中学校修了前の児童をいう。以下この条において同じ。)であった者」を「法第 12 条第 1 項に規定する児童であった者(以下この条において「児童であった者」という。)」に改め、同号イ中「施設等受給資格者(法第 7 条第 2 項に規定する施設等受給資格者をいう。以下この条において同じ。)または施設等受給資格者であった者」を「法第 12 条第 2 項に規定する施設等受給資格者または当該施設等受給資格者であった者(以下この条において「施設等受給資格者または施設等受給資格者であった者」という。)」に改め、同号ウならびに同条第 3 号アおよびウ中「中学校修了前の児童」を「児童」に改める。

第 27 条から第 29 条までの規定中「児童手当等」を「児童手当」に改める。

第 29 条の 2 第 3 項中「以下」の次に「この条において」を加え、同項第 1 号および第 2 号ならびに同条第 4 項および第 5 項中「児童手当等」を「児童手当」に改める。

第 30 条第 1 号中「、配偶者等の個人番号または児童の個人番号」を「および個人番号、児童の個人番号または第三子以降算定額算定対象者の個人番号」に改める。

第 31 条中「児童手当等」を「児童手当」に改める。

別記様式第 1 号および別記様式第 2 号を次のように改める。

別記

様式第 1 号(第 4 条、第 5 条関係)

兒童手当受給者情報

(表面)

[illegible]

様式第2号(第4条、第5条関係)

児童手当受給者情報(施設等受給者用)

(表面)

受給者	(ふりがな) 設置者等の氏名等 (法人名等)		個人番号							職業	アイウ 被用者 被用者等でない者	支払金	名称	預金種別	支店名		
	性別	生年月日	施設等の名称	施設等の種類								施設等所在 地または里 親等住所地	口座番号	銀行 金融 信託 郵便 協賛	1.普通 2.当座	支店コード (桁)	口座名義
	設置者等の住所 地または里 親等所在地		施設等の住所		電話 ()												
加入している公的年金制度の種別																	
ア 厚生年金保険 イ 国民年金 ウ その他() ※アのうち、以下の共済組合の組合員である場合は括弧内に○を記入してください。 () 私立学校教職員共済 () 地方公務員等共済 () 国家公務員共済																	
備考	支給事由消滅年月日・ 事由																
	消滅事由																
	手当月額																

(裏面)

区分		年度		有 ・ 無															
現況届	届出の有無		被 ・ 公 ・ 非被																
	被用者または公務員であるか否かの別																		
届	加入年金等の種別																		
	備考																		
施設入所等児童の氏名																			
生年月日																			
入所等期間																			
支払金融機関																			
口座番号																			
児童手当 該当年月日	3歳未満																		
	3歳以上																		
児童手当非該当年月日																			
10月期			円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	計	
3歳未満			円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
3歳以上			円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
支払金額			円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
12月期			円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	計	
3歳未満			円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
3歳以上			円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
支払金額			円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
2月期			円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	計	
3歳未満			円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
3歳以上			円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
支払金額			円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
4月期			円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	計	
3歳未満			円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
3歳以上			円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
支払金額			円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
6月期			円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	計	
3歳未満			円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
3歳以上			円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
支払金額			円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
8月期			円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	計	
3歳未満			円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
3歳以上			円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
支払金額			円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
備考																			

※支払金融機関および口座番号欄は、受給者が国公立施設の場合に記入を要する。

「
別記様式第3号中
児童手当
関係書類返戻・保留情報
特例給付
を
児童手当 関係
」

書類返戻・保留情報 に改める。

」
別記様式第4号中「児童手当・特例給付 受給資格調査員証交付情報」を「児童手当 受給
資格調査員証交付情報」に改める。

別記様式第5号を次のように改める。

兒童手当父母指定者管理情報

[illegible]

※「兄弟の兄弟等」は、18歳に達する日以後の最初の3月31日を経過した後22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者（父母指定者が監護に相当する日常生活上の世話および必要な保護ならびに生計費の相当部分の負担を行うものに限る。）を記載する。

※「対象児童」および「児童の兄弟等」の住所は、父母指定者と住所が異なる場合に記入を要する。

別記様式第 6 号中 児童手当 関係書類保留通知書 を 児童手当関係保留通
特例給付

知書 に改める。

別記様式第 6 号の 2 中「児童手当・特例給付 別居監護申立書」を「児童手当別居監護申立

書」に、「児童手当・特例給付の」を「児童手当の」に改める。

別記様式第6号の3中「児童手当等の」を「児童手当の」に、「児童手当等に係る海外留学に関する申立書」を「児童手当に係る海外留学に関する申立書(児童用)」に改める。
「

別記様式第6号の4中「児童手当等を」を「児童手当を」に、
児童手当等の受給資格
(未成年後見人)

「
申立書
に係る
継続申立書
を
児童手当の受給資格に係る
(未成年後見人)
申立書
継続申立書
に改める。
」

別記様式第6号の5を次のように改める。
様式第6号の5(第10条関係)

彦根市長 様

【申立人】(児童手当の請求者)

住 所
〒 ー

氏 名

児童手当の受給資格に係る
(同居父母)
申立書
継続申立書

私は、児童手当法(昭和46年法律第73号)第4条第4項の規定に基づく児童と同居している者として、下記のとおり申し立てます。

記

同居している児童	氏 名 〔性別〕(生年月日)	〔男・女〕(年 月 日生)
	氏 名 〔性別〕(生年月日)	〔男・女〕(年 月 日生)
	氏 名 〔性別〕(生年月日)	〔男・女〕(年 月 日生)
別居している配偶者(上記児童の親)の状況	氏 名	
	上記児童との続柄	
	住 所	〒 ー 勤務先:
配偶者との別居に係る状況	※該当欄に✓、その他の場合は〔 〕に具体的理由を記入してください。 ☐ 離婚協議中につき別居している ☐ その他〔 〕	
配偶者との別居に係る状況を証明する書類	別添(※)	

※離婚協議中であることを明らかにできる書類(協議離婚申入れに係る内容証明郵便の謄本、調停期日呼出状の写し、家庭裁判所における事件係属証明書、調停不成立証明書等)を添付してください。
(前年度から状況に変わりなければ、現況届(継続申立書)には添付不要です。)

裏面

【参考】児童手当法(抄)

(支給要件)

第 4 条 児童手当は、次の各号のいずれかに該当する者に支給する。

- 一 施設入所等児童以外の児童（以下「支給要件児童」という。）を監護し、かつ、これと生計を同じくするその父又は母(当該支給要件児童に係る未成年後見人があるときは、その未成年後見人とする。以下この項において「父母等」という。)であつて、日本国内に住所(未成年後見人が法人である場合にあつては、主たる事務所の所在地とする。)を有するもの
 - 二 日本国内に住所を有しない父母等がその生計を維持している支給要件児童と同居し、これを監護し、かつ、これと生計を同じくする者(当該支給要件児童と同居することが困難であると認められる場合にあつては、当該支給要件児童を監護し、かつ、これと生計を同じくする者とする。)のうち、当該支給要件児童の生計を維持している父母等が指定する者であつて、日本国内に住所を有するもの(当該支給要件児童の父母等を除く。以下「父母指定者」という。)
 - 三 父母等又は父母指定者のいずれにも監護されず又はこれらと生計を同じくしない支給要件児童を監護し、かつ、その生計を維持する者であつて、日本国内に住所を有するもの
 - 四 施設入所等児童に対し児童自立生活援助を行う者、施設入所等児童が委託されている小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは里親又は施設入所等児童が入所若しくは入院をしている母子生活支援施設、障害児入所施設、指定発達支援医療機関、乳児院等、障害者支援施設、のぞみの園、救護施設、更生施設、日常生活支援住居施設若しくは女性自立支援施設（以下「障害児入所施設等」という。）の設置者
- 2 前項第 1 号の場合において、児童を監護し、かつ、これと生計を同じくするその未成年後見人が数人あるときは、当該児童は、当該未成年後見人のうちいずれか当該児童の生計を維持する程度の高い者によつて監護され、かつ、これと生計を同じくするものとみなす。
- 3 第 1 項第 1 号又は第 2 号の場合において、父及び母、未成年後見人並びに父母指定者のうちいずれか 2 以上の者が当該父及び母の子である児童を監護し、かつ、これと生計を同じくするときは、当該児童は、当該父若しくは母、未成年後見人又は父母指定者のうちいずれか当該児童の生計を維持する程度の高い者によつて監護され、かつ、これと生計を同じくするものとみなす。
- 4 前 2 項の規定にかかわらず、児童を監護し、かつ、これと生計を同じくするその父若しくは母、未成年後見人又は父母指定者のうちいずれか一の者が当該児童と同居している場合(当該いずれか一の者が当該児童を監護し、かつ、これと生計を同じくするその他の父若しくは母、未成年後見人又は父母指定者と生計を同じくしない場合に限る。)は、当該児童は、当該同居している父若しくは母、未成年後見人又は父母指定者によつて監護され、かつ、これと生計を同じくするものとみなす。

「

別記様式第 6 号の 6 中「児童手当等の」を「児童手当の」に、 児童手当等の受給資格

「

に係る 申立書 を 児童手当の受給資格に係る 申立書 に改める。
継続申立書 継続申立書

」

」

別記様式第 6 号の 7 中「児童手当等」を「児童手当」に改め、同様式の次に次の 2 様式を加

2	(1)	父 母 等 の 氏 名 ・ 住 所	氏名(続柄)	住所
			()	〒 -
			()	〒 -
	(2)	監護相当の状況 (面会など)		
(3)	生計費の負担の状況 (生活費の送金状況等)			
3	(添付したものに✓) ☐ 留学の事実が分かる書類(留学先の在学証明書等) ☐ 留学前の国内居住状況が分かる書類 (戸籍の附票の写し、国内の学校における在籍証明書等) ☐ 翻訳書(添付書類が外国語で記載されている場合)			

(記入上の注意)

- 1(2)「留学期間(予定)」欄は留学するために日本国内に住所を有しなくなった年月日から留学を終了し再び日本国内に住所を有するに至る日(予定日)を記入してください。
- 1(6)「児童の兄姉等と同居している者の氏名」欄は留学先の住居において、児童の兄姉等と同居している全ての者について記入してください。
- 1(7)「留学前の国内居住状況」欄は、留学する前日から遡って過去 3 年間を超える期間について、住民票上の住所を記入してください。ただし、留学する前日までに引き続き 3 年を超えて国内に住所を有していなかった場合にあっては、過去 6 年間の海外居住期間も含む居住状況(日本国内の居住状況については住民票上の住所)を記入してください。
- 2(1)「父母等の氏名・住所」欄は児童の兄姉等の父母等(申立人)について記入してください。
- 2(2)「監護相当の状況」欄および(3)「生計費の負担の状況」欄は申立人(児童手当の請求者)と児童の兄姉等の間の状況について、具体的に記入してください。
- 3 の添付書類「留学の事実が分かる書類」は児童の兄姉等の氏名、留学先の教育機関等の名称および留学開始年月日が記載された証明書類(留学先の教育機関等から発行される在学証明書等)を添付してください。また、外国語で記載されている場合は、日本に居住する第三者(親族以外)の方の翻訳書を併せて添付してください(当該翻訳書に翻訳者の署名および連絡先を記載してください。)。
- 3 の添付書類「留学前の国内居住状況が分かる書類」については、児童の兄姉等が留学前の過去 6 年間に於いて本市に引き続き住所を有していた場合は、添付する必要はありません。

様式第6号の9(第10条関係)

※宛名番号

※受付年月日 令和 . .

監護相当・生計費の負担についての確認書

彦根市長 様

私は、以下に記載する者(注)について、監護に相当する日常生活上の世話および必要な保護をし、かつ、その生計費を負担していること(以下「監護相当・生計費の負担」という。)を下記のとおり申し立てます。

申立てが真正であることの証明を求められた場合は、関係する書類を提出します。

注 18歳に達する日以後の最初の3月31日を経過した後から22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者のうち、施設等に入所等している者でないもの(詳細は裏面を参照)

記

	ふりがな 氏名	生年月日				住所																			
		平成 令和	年	月	日																				
1	個人番号	続柄	職業等 (いずれかに○) ※				通学先 (学生の場合のみ)				卒業予定時期 (学生の場合のみ)				申立人による監護相当の状況 (いずれかに○)				申立人による生計費の負担の状況 (該当するものすべてに○)						
			学生 ・ 無職 ・ その他								令和 年 月				1.同居し、日常生活上の世話・必要な保護をしている 2.別居しているが、定期的な連絡・面会等をしており、監護相当である 3.その他 ()				1.生活費 (食費、家賃等) 2.学費 3.その他 ()						
	ふりがな 氏名	生年月日				住所																			
		平成 令和	年	月	日																				
2	個人番号	続柄	職業等 (いずれかに○) ※				通学先 (学生の場合のみ)				卒業予定時期 (学生の場合のみ)				申立人による監護相当の状況 (いずれかに○)				申立人による生計費の負担の状況 (該当するものすべてに○)						
			学生 ・ 無職 ・ その他								令和 年 月				1.同居し、日常生活上の世話・必要な保護をしている 2.別居しているが、定期的な連絡・面会等をしており、監護相当である 3.その他 ()				1.生活費 (食費、家賃等) 2.学費 3.その他 ()						
	ふりがな 氏名	生年月日				住所																			
		平成 令和	年	月	日																				
3	個人番号	続柄	職業等 (いずれかに○) ※				通学先 (学生の場合のみ)				卒業予定時期 (学生の場合のみ)				申立人による監護相当の状況 (いずれかに○)				申立人による生計費の負担の状況 (該当するものすべてに○)						
			学生 ・ 無職 ・ その他								令和 年 月				1.同居し、日常生活上の世話・必要な保護をしている 2.別居しているが、定期的な連絡・面会等をしており、監護相当である 3.その他 ()				1.生活費 (食費、家賃等) 2.学費 3.その他 ()						
	ふりがな 氏名	生年月日				住所																			
		平成 令和	年	月	日																				

※ 学生がアルバイト等をしている場合は学生に○をつける。

記載内容について上記のとおり相違ありません。

【申立人】(児童手当の請求者・受給者)

住所

氏名

◎ 裏面の注意をよく読んでから記入してください。

注意

- 1 この確認書は、受給者(請求者)が養育(監護し、かつ、生計を同じくするかまたは維持することをいいます。)する児童(18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者)をいいます。)(および経済的負担(監護に相当する日常生活上の世話および必要な保護ならびにその生計費の相当部分の負担を行っていることをいいます。))のある児童の兄弟等(18歳に達する日以後の最初の3月31日を経過した後22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいいます。))の合計人数が3人以上の場合に、当該児童の兄弟等について記入の上、提出して下さい。
- 2 この確認書は、18歳に達する日以後の最初の3月31日を経過した後22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者のうち、以下に掲げる者を除いた者について記載して下さい。
- ① 児童福祉法に規定する延長者

② 児童自立生活援助を受けている者(2箇月以内の期間を定めて行われる援助を除く。)

③ 母子生活支援施設、障害児入所施設、指定発達支援医療機関、障害者支援施設、のぞみの園、救護施設、更生施設、日常生活支援居施設または女性生活支援施設に入所または入院している者(2箇月以内の期間を定めて行われる入所を除き、22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者のみで構成する世帯に属する者に限る。)
- 3 生計費の負担をしていることは、あなたの収入により日常生活上全部または一部を営んでおり、かつこれを欠くと通常の生活水準を維持することができないことをいいます。
- 4 「住所」の欄については、住民票上の住所を記載してください。
- 5 「職業等」の欄については、学生、無職以外の者(有職者を含む。))はその他に○をつけてください。また、学生等がアルバイト等をしている場合は学生に○をつけてください。
- 6 「通学先」の欄および「卒業予定時期」の欄については、「職業等」の欄で学生に○をつけた場合のみ記載してください。「卒業予定時期」の欄については提出時点での予定時期を記載してください。
- 7 この確認書を、記載に係る子の18歳に達する日以後の最初の3月31日の到来前に提出する場合には、提出時点における監護相当・生計費の負担の状況の見込みを記載してください。「見込み」には、進学予定先や就職内定先のほか、進学先または就職先が決まっていない場合の「未定」を含め記載して差し支えありません。

様式第7号(第10条、第17条関係)

彦根支店

料金後納

郵便

郵便はがき

〒□□□□-□□□□□

受給者氏名

様

彦根市役所

電話
内線

1 支給対象児童数

3歳未満

3歳以上

第3子以降

合計

人

人

人

人

2 手当月額

3歳未満

3歳以上

第3子以降

合計

円

円

円

円

3 支給開始年月

年 月 分から

受給者氏名

様

彦根市長

第 年 月 日

号

教示

1 この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、滋賀県知事に対して審査請求をすることができません。

2 この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内(に、彦根市を被告として(訴訟において彦根市を代表する者は彦根市長となります。))提起することができます。

なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であつても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、この処分の取消しを求める訴えは、提起することができなくなります。ただし、1の審査請求をした場合には、この処分の取消しを求める訴えは、その審査請求に対する裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することが出来ます。

様式第 8 号(第 10 条関係)

児童手当における同居父母に係る認定について(通知)

(宛先)(保護者の住所)他)市町村児童手当担当部長 様
(所属庁の長 様)

彦根市 保険年金課長

令和6年9月30日こ成環第264号「市町村における児童手当関係事務処理について」に基づき、児童手当法(昭和46年法律第73号)第4条第4項の規定が適用されることにより同条第1項第1号に掲げる者として支給要件に該当する者として認定した者について、下記のとおり情報提供いたします。

記

整理番号	受給者				配偶者				受給者と同居している児童			備考
	氏名	性別	児童との続柄	生年月日	住所	氏名	生年月日	住所	氏名	生年月日	生年月日	
		男・女		・ ・			・ ・					
		男・女		・ ・			・ ・					
		男・女		・ ・			・ ・					
		男・女		・ ・			・ ・					

別記様式第 8 号の 2 中

児童手当
特例給付

認定請求却下通知書

を

児童手

当認定請求却下通知書に、児童手当を児童手当に改める。
、特例給付

別記様式第 10 号を次のように改める。
様式第 10 号(第 12 条、第 13 条、第 16 条関係)

彦根支店
料金後納
郵便

郵便はがき
〒□□□□-□□□□□□

彦根市役所
電話
内線

「

「

児童手当額改定通知書
第 年 月 日
受給者氏名 様
彦根市長 印

児童手当の額の改定については、次のとおり改定しましたので通知します。
1 改定後の支給対象児童数
3歳未満 人
3歳以上 人
第3子以降 人
合計 人
2 改定後の手当月額
3歳未満 円
3歳以上 円
第3子以降 円
合計 円

3 改定年月 年 月 分から

4 改定(増額・減額)理由
※ 1 この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、滋賀県知事に対して審査請求をすることができま
す。
2 この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日の翌
日から起算して6箇月以内に、彦根市を被告として(訴訟に代りて彦根市を代
表する者は彦根市長とします。)提起することができま
す。
なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内にあって
も、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、この処分の取消しを求め
る訴えは、提起することができなくなります。ただし、1の審査請求をした場合
には、この処分の取消しを求める訴えは、その審査請求に対する裁決があつ
たことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。

別記様式第 10 号の 2 中

児童手当
特例給付

改定請求却下通知書

を

児童手当

「
」
「
」
児童手当
改定請求却下通知書 に、 を 児童手当 に改める。
特例給付
「
」
別記様式第 12 号中「児童手当・特例給付支給事由消滅通知書」を「児童手当支給事由消滅通知書」に、「児童手当・特例給付の」を「児童手当の」に改める。
別記様式第 14 号を次のように改める。
様式第 14 号(第 21 条関係)

児童手当における父母指定者の受給事由消滅について(通知)

彦根市 保険年金課長

令和6年9月30日こ成環第264号「市町村における児童手当関係事務処理について」に基づき、受給事由が消滅した父母指定者について、下記のとおり情報提供いたします。

(宛先/児童の住所地)市町村児童手当担当部署長 様

記

整理番号	父母指定者			児童			支給事由消滅年月日	考 備
	氏 名	性 別	生年月日	住 所	氏 名	父 母 指 定 者 と の 関 係	生 年 月 日	住 所
		男・女	・ ・				・ ・	
			・ ・				・ ・	

別記様式第 15 号中
「
」
児童手当
特例給付
支払通知書 を 児童手当支払通知書

に、児童手当を児童手当に、児童手当等を児童手当

別記様式第 15 号の 3 を次のように改める。
様式第 15 号の 3 (第 24 条関係)

彦根支店 料金後納 郵便	郵便はがき 〒□□□□-□□□□	彦根市役所 電話 内線										
受給者氏名 様	受給者氏名 様	彦根市長 印										
児童手当の支払については、次のとおり、あなたの預貯金等の口座に振り込みますので通知します。												
児童手当の 内容	支払期間 年 月 分から 年 月 分まで	支払金額 合計 円										
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">銀行名</td> <td style="width: 70%;">：</td> </tr> <tr> <td>支店名</td> <td>：</td> </tr> <tr> <td>口座名義人</td> <td>：</td> </tr> <tr> <td>口座種別</td> <td>：</td> </tr> <tr> <td>口座番号</td> <td>：</td> </tr> </table>			銀行名	：	支店名	：	口座名義人	：	口座種別	：	口座番号	：
銀行名	：											
支店名	：											
口座名義人	：											
口座種別	：											
口座番号	：											
振込予定日		平成 年 月 日										

※個人印を捺印するため、口座番号以下の欄を非表示にしています。

別記様式第 15 号の 4 の次に次の 2 様式を加える。

様式第 15 号の 5 (第 24 条関係)

宛名番号 :

児童手当支払状況確認書発行申請書

年 月 日

彦根市長 様

申請者 住 所

氏 名

生年月日

電話番号

下記の理由により、児童手当支払状況確認書の発行を申請します。

記

申請理由 (使用用途)

支払期間

年 月支払分から 年 月支払分まで

様式第15号の6(第24条関係)

第号

年月日

様

彦根市長

児童手当支払状況確認書

申請のありました支払期間につきまして、下記のとおり児童手当を支払いましたので通知します。

記

支払年月日	支給額	備考
年 月 日	円	

「
別記様式第16号中
未支払
児童手当 支給決定
通知書
を
未支払児童
特例給付 請求却下
」
「
支給決定
通知書
に、
児童手当
特例給付
を
児童手当
に改める。
」
「
児童手当
特例給付
」
「
別記様式第18号中
児童手当
支払差止通知書
を
児童手当支払差止通知書
」
「
」

に、児童手当を児童手当に改める。
特例給付
」
「
児童手当
別記様式第 20 号中に係る寄附受領証明書
特例給付
を児童手当に係る寄附
」
受領証明書に、「児童手当等」を「児童手当」に改める。
」
別記様式第 21 号を次のように改める。

様式第21号(第29条関係)

※宛名番号	
※受付年月日	・ ・

寄附変更申出書

児童手当

寄附撤回申出書

(寄附先)彦根市長 様

私は、児童手当法第20条第1項の規定に基づいて行った寄附の申出について、以下のとおり申し出ます。

申出の別	寄附の変更 ・ 寄附の撤回
------	---------------

寄附の変更の場合

寄附の変更の内容		
区 分	寄附額	
□児童手当の全部(各月の 手当額の全部を寄附)	計	円
□児童手当の一部(各支払 期月ごとに右の額を寄附)	年4月支払期 (2月分～3月分)	計 円
	年6月支払期 (4月分～5月分)	計 円
	年8月支払期 (6月分～7月分)	計 円
	年10月支払期 (8月分～9月分)	計 円
	年12月支払期 (10月分～11月分)	計 円
	年2月支払期 (12月分～1月分)	計 円

注)寄附額は、支給される児童手当から学校給食費等の徴収等額や保育料の特別徴収額がある場合は、それらを控除した後の額の範囲内とします。

年 月 日

住 所(法人の主たる事務所の所在地)

氏 名(法人名等)

別記様式第21号の2中「児童手当に係る学校給食費等の徴収(支払)に係る通知書特例給付」

「児童手当に係る学校給食費等の徴収(支払)に係る通知書」を「児童手当」に、「児童手当等」を「児童手当」に改める。

	「	児童手当	学校給食費等徴収(支払)変更申出書	
別記様式第 21 号の 3 中		からの		
		特例給付	学校給食費等徴収(支払)撤回申出書	
	「			「
		学校給食費等徴収(支払)変更申出書		
を	児童手当からの		に、	児童手当等
		学校給食費等徴収(支払)撤回申出書		
			」	」
を「児童手当」に改める。				
別記様式第 22 号を次のように改める。				

様式第22号(第30条関係)

※宛名番号
※受付年月日 . .

児童手当個人番号変更等申出書

(申出先)彦根市長 様

私は、児童手当の受給に関する個人番号の変更等について、以下のとおり申し出ます。

1 個人番号の変更等を申し出る事由

- (1) 受給者の個人番号が変更されたため
- (2) 配偶者等(2人以上で児童を養育している場合の配偶者、未成年後見人、父母等(請求者が父母指定者の場合に限る。))の個人番号が変更されたため
- (3) 児童の個人番号が変更されたため
- (4) 児童の兄姉等の個人番号が変更されたため
- (5) 離婚等により、配偶者等の個人番号を消滅させるため
- (6) 婚姻等により、配偶者等の個人番号を新たに登録するため

2 個人番号の変更等の内容について

(1)の場合

変更前の個人番号	変更後の個人番号

(2)の場合

ふりがな 配偶者等の氏名	変更前の個人番号	変更後の個人番号

(3)の場合

ふりがな 児童の氏名	変更前の個人番号	変更後の個人番号

(4)の場合

ふりがな 児童の兄姉等の氏名	変更前の個人番号	変更後の個人番号

(5)の場合

ふりがな 配偶者等の氏名

(6)の場合

ふりがな 配偶者等の氏名	配偶者等の個人番号	事由の発生した年月日
		年 月 日

年 月 日

【申出人】(児童手当の受給者)

住所 _____

氏名 _____

付 則

この規則は、令和 6 年 10 月 1 日から施行する。

訓 令

彦根市訓令第 10 号

彦根市職員の服務に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和 6 年 10 月 1 日

彦根市長 和 田 裕 行

彦根市職員の服務に関する規程の一部を改正する訓令

根市職員の服務に関する規程(昭和 40 年彦根市訓令第 10 号)の一部を次のように改正する。

第 32 条中「勤務時間外および市の休日」を「彦根市役所の開庁時間に関する規則(令和 6 年彦根市規則第 53 号)に定める開庁時間以外の時間」に改める。

第 33 条第 2 項中「午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで」を「午前 9 時から午後 4 時 45 分まで」に改め、同条第 3 項中「午後 5 時 15 分から翌日の午前 8 時 30 分まで」を「午後 4 時 45 分から翌日の午前 9 時まで」に改める。

付 則

この訓令は、令和 6 年 10 月 1 日から施行する。

告 示

彦根市告示第 177 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条の 2 第 11 項の規定により、認可を受けた地縁による団体から告示された事項に変更があった旨の届出があったので、下記のとおり同条第 10 項の規定により告示する。

令和 6 年 9 月 18 日

彦根市長 和 田 裕 行

記

変更事項

代表者の変更

地縁による団体の名称	代表者の氏名および住所	
	変 更 前	変 更 後
日の出東町自治会	鷹羽 勉 (略)	乗杉 啓史 (略)
原団地自治会	田中 富美子 (略)	荒川 一雄 (略)
高宮ニュータウン自治会	坂井 克行 (略)	眞鍋 茂樹 (略)
太堂町自治会	柴田 勝彦 (略)	大西 恵一 (略)
仏生寺町自治会	佐々木 理行 (略)	橋井 基樹 (略)

彦根市告示第 178 号

彦根市自転車等の放置の防止に関する条例(平成 9 年彦根市条例第 1 号。以下「条例」という。)第 10 条の規定により、下記のとおり自転車等を移動し、保管したので、条例第 12 条第 1 項の規定により告示する。

令和 6 年 9 月 19 日

彦根市長 和 田 裕 行

記

1 移動理由

条例第 10 条に該当したため

2 移動区域

彦根駅前自転車等放置禁止区域

- 3 移動日時
令和 6 年 8 月 14 日午前 10 時頃
- 4 保管場所
彦根駅西自転車駐車場 2 階(彦根市大東町 4 番 8 号)
- 5 保管期間
告示の日から 3 箇月間
- 6 返還日時
(1) 返還日は、月曜日から金曜日まで(彦根市の休日を定める条例(平成 2 年彦根市条例第 12 号)第 1 条第 1 項に規定する市の休日を除く。)とする。
(2) 返還時間は、午前 9 時から午後 4 時 30 分までとし、事前に市と協議の上、決定する。
- 7 返還手続
事前に交通政策課へ問合せの上、次のものを持参し、保管所で返還の申請をする。
(1) 自転車等の鍵
(2) 本人確認ができるもの(運転免許証、学生証、保険証等)
(3) 返還手数料(返還手数料の額は、条例別表に定めるところによる。)
- 8 引取りのない場合の措置
保管期間経過後は、市において処分する。
- 9 問合せ先
彦根市都市政策部交通政策課(電話 30 - 6134)

彦根市告示第 179 号

彦根市自転車等の放置の防止に関する条例(平成 9 年彦根市条例第 1 号。以下「条例」という。)第 10 条の規定により、下記のとおり自転車等を移動し、保管したので、条例第 12 条第 1 項の規定により告示する。

令和 6 年 9 月 19 日

彦根市長 和 田 裕 行

記

- 1 移動理由
条例第 10 条に該当したため
- 2 移動区域
南彦根駅前自転車等放置禁止区域
- 3 移動日時
令和 6 年 8 月 23 日午後 2 時頃
- 4 保管場所
彦根駅西自転車駐車場 2 階(彦根市大東町 4 番 8 号)
- 5 保管期間
告示の日から 3 箇月間
- 6 返還日時
(1) 返還日は、月曜日から金曜日まで(彦根市の休日を定める条例(平成 2 年彦根市条例第 12 号)第 1 条第 1 項に規定する市の休日を除く。)とする。
(2) 返還時間は、午前 9 時から午後 4 時 30 分までとし、事前に市と協議の上、決定する。
- 7 返還手続
事前に交通政策課へ問合せの上、次のものを持参し、保管所で返還の申請をする。
(1) 自転車等の鍵
(2) 本人確認ができるもの(運転免許証、学生証、保険証等)
(3) 返還手数料(返還手数料の額は、条例別表に定めるところによる。)
- 8 引取りのない場合の措置
保管期間経過後は、市において処分する。
- 9 問合せ先
彦根市都市政策部交通政策課(電話 30 - 6134)

彦根市告示第 180 号

彦根市自転車等の放置の防止に関する条例(平成 9 年彦根市条例第 1 号。以下「条例」という。)第 10 条の規定により、下記のとおり自転車等を移動し、保管したので、条例第 12 条第 1 項の規定により告示する。

令和 6 年 9 月 19 日

彦根市長 和 田 裕 行

記

1 移動理由

条例第 10 条に該当したため

2 移動区域

河瀬駅前自転車等放置禁止区域

3 移動日時

令和 6 年 8 月 14 日午前 10 時頃

4 保管場所

彦根駅西自転車駐車場 2 階(彦根市大東町 4 番 8 号)

5 保管期間

告示の日から 3 箇月間

6 返還日時

(1) 返還日は、月曜日から金曜日まで(彦根市の休日を定める条例(平成 2 年彦根市条例第 12 号)第 1 条第 1 項に規定する市の休日を除く。)とする。

(2) 返還時間は、午前 9 時から午後 4 時 30 分までとし、事前に市と協議の上、決定する。

7 返還手続

事前に交通政策課へ問合せの上、次のものを持参し、保管所で返還の申請をする。

(1) 自転車等の鍵

(2) 本人確認ができるもの(運転免許証、学生証、保険証等)

(3) 返還手数料(返還手数料の額は、条例別表に定めるところによる。)

8 引取りのない場合の措置

保管期間経過後は、市において処分する。

9 問合せ先

彦根市都市政策部交通政策課(電話 30 - 6134)

彦根市告示第 181 号

彦根市自転車等の放置の防止に関する条例(平成 9 年彦根市条例第 1 号。以下「条例」という。)第 11 条第 2 項の規定により、下記のとおり自転車等を移動し、保管したので、条例第 12 条第 1 項の規定により告示する。

令和 6 年 9 月 19 日

彦根市長 和 田 裕 行

記

1 移動理由

条例第 11 条第 2 項に該当したため

2 移動区域

彦根市内の道路、河川および公共の用に供する場所

3 移動日時

令和 6 年 8 月 14 日午前 10 時頃

令和 6 年 8 月 23 日午後 1 時頃

4 保管場所

彦根駅西自転車駐車場 2 階(彦根市大東町 4 番 8 号)および彦根駅前第 1 自転車駐車場(彦根市古沢町 141 番地 10)

5 保管期間

告示の日から 3 箇月間

6 返還日時

- (1) 返還日は、月曜日から金曜日まで(彦根市の休日を定める条例(平成 2 年彦根市条例第 12 号)第 1 条第 1 項に規定する市の休日を除く。)とする。
- (2) 返還時間は、午前 9 時から午後 4 時 30 分までとし、事前に市と協議の上、決定する。

7 返還手続

事前に交通政策課へ問合せの上、次のものを持参し、保管所で返還の申請をする。

- (1) 自転車等の鍵
- (2) 本人確認ができるもの(運転免許証、学生証、保険証等)
- (3) 返還手数料(返還手数料の額は、条例別表に定めるところによる。)

8 引取りのない場合の措置

保管期間経過後は、市において処分する。

9 問合せ先

彦根市都市政策部交通政策課(電話 30 - 6134)

彦根市告示第 182 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 219 条第 2 項の規定により、令和 6 年 9 月 25 日市議会の議決を経た令和 6 年度(2024 年度)彦根市一般会計補正予算(第 5 号)、令和 6 年度(2024 年度)彦根市国民健康保険事業特別会計補正予算(第 2 号)、令和 6 年度(2024 年度)彦根市介護保険事業特別会計補正予算(第 1 号)および令和 6 年度(2024 年度)彦根市病院事業会計補正予算(第 1 号)の要領を次のとおり公表する。

令和 6 年 9 月 25 日

彦根市長 和 田 裕 行

(以下省略)

彦根市告示第 183 号

彦根市自転車等の放置の防止に関する条例(平成 9 年彦根市条例第 1 号。以下「条例」という。)第 11 条第 2 項の規定により、下記のとおり自転車等を移動し、保管したので、条例第 12 条第 1 項の規定により告示する。

令和 6 年 9 月 26 日

彦根市長 和 田 裕 行

記

1 移動理由

条例第 11 条第 2 項に該当したため

2 移動区域

正清公園

3 移動日時

令和 6 年 9 月 20 日 午前 10 時から午前 10 時 30 分まで

4 保管場所

彦根市山之脇町 33 番地 1 地先

5 保管期間

告示の日から 3 箇月間

6 返還日時

- (1) 返還日は、月曜日から金曜日まで(彦根市の休日を定める条例(平成 2 年彦根市条例第 12 号)第 1 条第 1 項に規定する市の休日を除く。)とする。
- (2) 返還時間は、午前 9 時から午後 5 時までとし、事前に市と協議の上、決定する。

7 返還手続

次のものを持参の上、保管場所で返還の申請をする。

- (1) 自転車等の鍵
- (2) 本人確認ができるもの(運転免許証、学生証、保険証等)

(3) 返還手数料(返還手数料の額は、条例別表に定めるところによる。)

- 8 引取りのない場合の措置
保管期間経過後は、市において処分する。

- 9 問合せ先
彦根市都市政策部都市計画課(電話 0749-30-6124)

彦根市告示第 184 号

道路法(昭和 27 年法律第 180 号)第 37 条第 1 項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第 3 項の規定に基づき次のとおり告示する。

その関係図面は、令和 6 年 10 月 1 日から同年 10 月 15 日まで彦根市建設部建設管理課において一般の縦覧に供する。

令和 6 年 10 月 1 日

彦根市長 和 田 裕 行

1 占用の制限を解除する対象路線および区域

番 号	路 線 名	占用を制限する区域 (起点から終点まで)	延 長 (k m)
5	彦根駅平田線	彦根市大東町から 彦根市大東町まで	0.5
5	彦根駅平田線	彦根市安清町字日詰から 彦根市山之脇町字舞台まで	2.1
6	佐和立花線	彦根市佐和町から 彦根市立花町まで	0.4
10	長曾根銀座線	彦根市長曾根町字田中から 彦根市銀座町まで	1.4
11	芹橋彦富線	彦根市銀座町から 彦根市稲部町字下柳まで	8.9
12	大藪金田線	彦根市大藪町字治部泥海から 彦根市開出今町字新海まで	0.8
14	彦根口河瀬駅線	彦根市小泉町字中鶴田から 彦根市川瀬馬場町字宮ノ東まで	2.6
15	小泉庄堺線	彦根市小泉町字大上江から 彦根市開出今町字庄堺まで	3.2
16	八坂西今線	彦根市八坂町字頭無から 彦根市西今町字岩戸まで	1.6
19	高宮多賀線	彦根市高宮町字袂から 彦根市高宮町字参り田まで	0.5
21	石寺稲里線	彦根市石寺町字上石から 彦根市稲里町字門ノ前まで	1.7
22	稲部三津線	彦根市稲部町字前五位田から 彦根市稲部町字上平田まで	0.4
25	稲枝停車場線	彦根市稲枝町字甲田から 彦根市野良田町字下スカタまで	0.4
56	内町三ツ割線	彦根市鳥居本町字立町から 彦根市鳥居本町字丹殿前まで	0.7
58	松原町大黒前鴨ノ巣線	彦根市松原町字大黒前から 彦根市松原町字鴨ノ巣まで	1.1

60	安清西沼波線	彦根市安清町から 彦根市西沼波町字カヨタまで	0.8
61	芹川堤防線	彦根市河原二丁目から 彦根市西沼波町字アゼナシまで	1.4
63	旭橋大堀橋線	彦根市東沼波町字山ノ下から 彦根市大堀町字堂ノ久保亀甲山まで	0.4
66	須越辻堂線	彦根市甘呂町字箱田から 彦根市辻堂町字北原まで	1.1
74	石寺上西川線	彦根市石寺町字上石から 彦根市上西川町字上出口まで	1.0
77	南三ツ谷本庄線	彦根市本庄町字平田から 彦根市本庄町字吉芽まで	0.2
329	金亀町 3 号線	彦根市金亀町から 彦根市金亀町まで	0.5
354	彦根駅前 4 号線	彦根市大東町字南古町から 彦根市安清町字日詰まで	0.7
403	芹町 4 号線	彦根市芹町から 彦根市芹町まで	0.4
777	大藪団地 1 号線	彦根市長曾根南町字下笹塚から 彦根市大藪町字大柳まで	0.8
804	大藪団地 28 号線	彦根市大藪町字治部泥海から 彦根市大藪町字大柳まで	0.5
811	大藪団地 35 号線	彦根市大藪町字大柳から 彦根市大藪町字大柳まで	0.1
814	大藪団地 38 号線	彦根市大藪町字大柳から 彦根市大藪町字大柳まで	0.3
1177	高宮小学校線	彦根市高宮町字五社から 彦根市高宮町字東出まで	0.2
1647	薩摩彦富線	彦根市薩摩町字美ノ渕から 彦根市彦富町字山崎まで	3.9
2014	夢京橋線	彦根市本町一丁目から 彦根市本町二丁目まで	0.3
3300	高宮町七軒町・桃線	彦根市高宮町字七軒町から 彦根市高宮町字桃まで	2.0
4124	蓮台寺・川瀬馬場線	彦根市蓮台寺町字川南から 彦根市蓮台寺町字川南まで	0.1
5008	河原 16 号線	彦根市河原三丁目から 彦根市河原一丁目まで	0.5
5032	賀田山日夏線	彦根市賀田山町字狭間から 彦根市日夏町字上大石橋まで	1.3

2 新たに占用を制限する対象路線および区域

番 号	路 線 名	占用を制限する区域 (起点から終点まで)	延 長 (k m)
5	彦根駅平田線	彦根市大東町から 彦根市大東町まで	0.5

11	芹橋彦富線	彦根市戸賀町字登開出から 彦根市日夏町字不堂まで	3.3
15	小泉庄堺線	彦根市小泉町字横田から 彦根市西今町字九文目まで	0.7
16	八坂西今線	彦根市八坂町字頭無から 彦根市西今町字岩戸まで	1.6
19	高宮多賀線	彦根市高宮町字袂から 彦根市高宮町字参り田まで	0.5
24	稲部本庄線	彦根市彦富町字甲ワセから 彦根市本庄町字西末ノ宮まで	1.4
55	宮田上矢倉線	彦根市鳥居本町字天野から 彦根市鳥居本町字鋤田まで	0.3
329	金亀町 3 号線	彦根市金亀町から 彦根市金亀町まで	0.5
1101	西沼波旭橋線	彦根市西沼波町字カリヤから 彦根市東沼波町字川原口まで	0.4
3300	高宮町七軒町・桃線	彦根市高宮町字参り田から 彦根市高宮町字桃まで	0.4
5013	福満団地 1 号線	彦根市小泉町字南平から 彦根市小泉町字横田まで	0.3

- 3 制限の対象とする占用物件
- 新たに地上に設ける電柱(占用の制限の開始の日より前に占用を認められた電柱の更新または移設によるものを除く。)。ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。
- 4 占用を制限する理由
- 緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。
- 5 占用の制限を開始する日
- 令和 6 年 10 月 1 日

彦根市告示第 185 号

彦根市公共下水道の供用および下水の処理を開始するので、下水道法(昭和 33 年法律第 79 号)第 9 条の規定により、下記のとおり告示し、関係図面を令和 6 年 10 月 1 日から同月 15 日まで(土曜日、日曜日および祝日を除く。)彦根市上下水道部上下水道業務課に据え置き、一般の縦覧に供する。

令和 6 年 10 月 1 日

彦根市長 和田 裕 行

記

- 1 供用および下水の処理を開始する年月日
- 令和 6 年 10 月 1 日
- 2 供用および下水の処理を開始する区域
- 西葛籠町、極楽寺町、森堂町、金剛寺町、正法寺町および野田山町の各一部
- 3 供用を開始する排水施設の位置
- 上下水道部上下水道業務課において縦覧に供する。
- 4 公共下水道が接続する流域下水道の終末処理場の位置および名称
- (1) 位置 彦根市松原町 1550 番地
- (2) 名称 滋賀県琵琶湖流域下水道東北部浄化センター
- 5 供用を開始する排水施設の分流式または合流式の別

分流式

彦根市告示第186号

地方自治法施行令等の一部を改正する政令(令和6年政令第12号)附則第2条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる同令第1条の規定による改正前の地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定に基づき、健康診査手数料の徴収事務を下記のとおり委託した。

令和6年10月1日

彦根市長 和田裕行

記

1 委託の相手方

- (1) 所在地 犬上郡甲良町尼子 2021 番地 5
- (2) 名称 彦根歯科医師会
- (3) 代表者 会長 若松健治

2 委託事務の内容

彦根市手数料条例(平成12年彦根市条例第10号)に基づく歯科健康診査に係る健康診査手数料の徴収事務

3 委託期間

令和6年10月1日から令和7年3月31日まで

4 徴収の方法

受託先の徴収方法により徴収する。

5 その他

委託事務は、別表に掲げる実施医療機関で行う。

彦根市告示第187号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2第1項の規定に基づき、彦根市城山観覧料の徴収事務を下記のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和6年10月1日

彦根市長 和田裕行

記

1 委託の相手方

- (1) 所在地 東京都大田区平和島六丁目1番1号
- (2) 名称 株式会社農協観光
- (3) 代表者 代表取締役社長 清水清男

2 委託した歳入

彦根市城山観覧料条例(昭和38年彦根市条例第4号)に基づく観覧料および使用料

3 地方自治法第243条の2第1項の規定による指定をした日

令和6年10月1日

4 地方自治法第243条の2第1項の規定による委託をした日

令和6年10月1日

彦根市告示第188号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2第1項の規定に基づき、彦根市城山観覧料の徴収事務を下記のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和6年10月1日

彦根市長 和田裕行

記

1 委託の相手方

- (1) 所在地 東京都中央区築地二丁目5番3号
- (2) 名称 株式会社読売旅行

(3) 代表者 代表取締役社長 貞 広 貴 志

2 委託した歳入

彦根市城山観覧料条例(昭和 38 年彦根市条例第 4 号)に基づく観覧料および使用料

3 地方自治法第 243 条の 2 第 1 項の規定による指定をした日

令和 6 年 10 月 1 日

4 地方自治法第 243 条の 2 第 1 項の規定による委託をした日

令和 6 年 10 月 1 日

彦根市告示第 189 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 243 条の 2 第 1 項の規定に基づき、彦根市城山観覧料の徴収事務を下記のとおり委託したので、同条第 2 項の規定により告示する。

令和 6 年 10 月 1 日

彦根市長 和 田 裕 行

記

1 委託の相手方

(1) 所在地 東京都墨田区押上一丁目 1 番 2 号

(2) 名 称 東武トップツアーズ株式会社

(3) 代表者 代表取締役 百木田 康 二

2 委託した歳入

彦根市城山観覧料条例(昭和 38 年彦根市条例第 4 号)に基づく観覧料および使用料

3 地方自治法第 243 条の 2 第 1 項の規定による指定をした日

令和 6 年 10 月 1 日

4 地方自治法第 243 条の 2 第 1 項の規定による委託をした日

令和 6 年 10 月 1 日

彦根市告示第 190 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 243 条の 2 第 1 項の規定に基づき、彦根市城山観覧料の徴収事務を下記のとおり委託したので、同条第 2 項の規定により告示する。

令和 6 年 10 月 1 日

彦根市長 和 田 裕 行

記

1 委託の相手方

(1) 所在地 東京都江東区豊洲五丁目 6 番 52 号

(2) 名 称 クラブツーリズム株式会社

(3) 代表者 代表取締役社長 酒 井 博

2 委託した歳入

彦根市城山観覧料条例(昭和 38 年彦根市条例第 4 号)に基づく観覧料および使用料

3 地方自治法第 243 条の 2 第 1 項の規定による指定をした日

令和 6 年 10 月 1 日

4 地方自治法第 243 条の 2 第 1 項の規定による委託をした日

令和 6 年 10 月 1 日

彦根市告示第 191 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 243 条の 2 第 1 項の規定に基づき、彦根市城山観覧料の徴収事務を下記のとおり委託したので、同条第 2 項の規定により告示する。

令和 6 年 10 月 1 日

彦根市長 和 田 裕 行

記

1 委託の相手方

(1) 所在地 大阪市浪速区湊町一丁目 4 番 1 号 OCATビル 4F

(2) 名 称 協同組合大阪府旅行業協会

(3) 代表者 理事長 前 田 栄 次

2 委託した歳入

彦根市城山観覧料条例(昭和 38 年彦根市条例第 4 号)に基づく観覧料および使用料

3 地方自治法第 243 条の 2 第 1 項の規定による指定をした日

令和 6 年 10 月 1 日

4 地方自治法第 243 条の 2 第 1 項の規定による委託をした日

令和 6 年 10 月 1 日

彦根市告示第 192 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 243 条の 2 第 1 項の規定に基づき、彦根市城山観覧料の徴収事務を下記のとおり委託したので、同条第 2 項の規定により告示する。

令和 6 年 10 月 1 日

彦根市長 和 田 裕 行

記

1 委託の相手方

(1) 所在地 東京都中央区銀座 8 丁目 13 番 1 号 銀座三井ビルディング 2F

(2) 名 称 株式会社全旅

(3) 代表者 代表取締役 中 間 幹 夫

2 委託した歳入

彦根市城山観覧料条例(昭和 38 年彦根市条例第 4 号)に基づく観覧料および使用料

3 地方自治法第 243 条の 2 第 1 項の規定による指定をした日

令和 6 年 10 月 1 日

4 地方自治法第 243 条の 2 第 1 項の規定による委託をした日

令和 6 年 10 月 1 日

彦根市告示第 193 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 243 条の 2 第 1 項の規定に基づき、彦根市城山観覧料の徴収事務を下記のとおり委託したので、同条第 2 項の規定により告示する。

令和 6 年 10 月 1 日

彦根市長 和 田 裕 行

記

1 委託の相手方

(1) 所在地 兵庫県姫路市網干区和久 478 番地 1

(2) 名 称 兵庫県旅行業協同組合

(3) 代表者 理事長 門 田 基 秀

2 委託した歳入

彦根市城山観覧料条例(昭和 38 年彦根市条例第 4 号)に基づく観覧料および使用料

3 地方自治法第 243 条の 2 第 1 項の規定による指定をした日

令和 6 年 10 月 1 日

4 地方自治法第 243 条の 2 第 1 項の規定による委託をした日

令和 6 年 10 月 1 日

彦根市告示第 194 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 243 条の 2 第 1 項の規定に基づき、彦根市城山観覧料の徴収事務を下記のとおり委託したので、同条第 2 項の規定により告示する。

令和 6 年 10 月 1 日

彦根市長 和 田 裕 行

記

1 委託の相手方

- (1) 所在地 京都市下京区四条通室町東入函谷鉾町 78 番地 京都経済センター4 階 413
- (2) 名 称 京都府旅行業協同組合
- (3) 代表者 理事長 森 野 茂
- 2 委託した歳入
彦根市城山観覧料条例(昭和 38 年彦根市条例第 4 号)に基づく観覧料および使用料
- 3 地方自治法第 243 条の 2 第 1 項の規定による指定をした日
令和 6 年 10 月 1 日
- 4 地方自治法第 243 条の 2 第 1 項の規定による委託をした日
令和 6 年 10 月 1 日

彦根市告示第 195 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 243 条の 2 第 1 項の規定に基づき、彦根市城山観覧料の徴収事務を下記のとおり委託したので、同条第 2 項の規定により告示する。

令和 6 年 10 月 1 日

彦根市長 和 田 裕 行

記

- 1 委託の相手方
- (1) 所在地 大阪市北区梅田二丁目 5 番 25 号
- (2) 名 称 株式会社阪急交通社
- (3) 代表者 代表取締役社長 酒 井 淳
- 2 委託した歳入
彦根市城山観覧料条例(昭和 38 年彦根市条例第 4 号)に基づく観覧料および使用料
- 3 地方自治法第 243 条の 2 第 1 項の規定による指定をした日
令和 6 年 10 月 1 日
- 4 地方自治法第 243 条の 2 第 1 項の規定による委託をした日
令和 6 年 10 月 1 日

彦根市告示第 196 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 243 条の 2 第 1 項の規定に基づき、彦根市城山観覧料の徴収事務を下記のとおり委託したので、同条第 2 項の規定により告示する。

令和 6 年 10 月 1 日

彦根市長 和 田 裕 行

記

- 1 委託の相手方
- (1) 所在地 東京都品川区東品川二丁目 3 番 11 号
- (2) 名 称 株式会社 J T B
- (3) 代表者 代表取締役 社長執行役員 山 北 栄二郎
- 2 委託した歳入
彦根市城山観覧料条例(昭和 38 年彦根市条例第 4 号)に基づく観覧料および使用料
- 3 地方自治法第 243 条の 2 第 1 項の規定による指定をした日
令和 6 年 10 月 1 日
- 4 地方自治法第 243 条の 2 第 1 項の規定による委託をした日
令和 6 年 10 月 1 日

彦根市告示第 197 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 243 条の 2 第 1 項の規定に基づき、彦根市城山観覧料の徴収事務を下記のとおり委託したので、同条第 2 項の規定により告示する。

令和 6 年 10 月 1 日

彦根市長 和 田 裕 行

記

1 委託の相手方

- (1) 所在地 岐阜市九重町四丁目20番地
- (2) 名称 岐阜乗合自動車株式会社
- (3) 代表者 代表取締役社長 葛西 信三

2 委託した歳入

彦根市城山観覧料条例(昭和38年彦根市条例第4号)に基づく観覧料および使用料

3 地方自治法第243条の2第1項の規定による指定をした日

令和6年10月1日

4 地方自治法第243条の2第1項の規定による委託をした日

令和6年10月1日

彦根市告示第198号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2第1項の規定に基づき、彦根市城山観覧料の徴収事務を下記のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和6年10月1日

彦根市長 和田 裕行

記

1 委託の相手方

- (1) 所在地 東京都中央区京橋一丁目5番8号 三栄ビル2階
- (2) 名称 株式会社ジェイアール東海ツアーズ
- (3) 代表者 代表取締役社長 杉浦 雅也

2 委託した歳入

彦根市城山観覧料条例(昭和38年彦根市条例第4号)に基づく観覧料および使用料

3 地方自治法第243条の2第1項の規定による指定をした日

令和6年10月1日

4 地方自治法第243条の2第1項の規定による委託をした日

令和6年10月1日

彦根市告示第199号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2第1項の規定に基づき、彦根市城山観覧料の徴収事務を下記のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和6年10月1日

彦根市長 和田 裕行

記

1 委託の相手方

- (1) 所在地 浜松市中央区旭町12-1 遠州鉄道百貨店新館 事務所フロア12階
- (2) 名称 遠州鉄道株式会社
- (3) 代表者 旅行営業部長 諸井 宏司

2 委託した歳入

彦根市城山観覧料条例(昭和38年彦根市条例第4号)に基づく観覧料および使用料

3 地方自治法第243条の2第1項の規定による指定をした日

令和6年10月1日

4 地方自治法第243条の2第1項の規定による委託をした日

令和6年10月1日

彦根市告示第200号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2第1項の規定に基づき、彦根市城山観覧料の徴収事務を下記のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和6年10月1日

彦根市長 和田 裕行

記

- 1 委託の相手方
- (1) 所在地 東京都新宿区西新宿二丁目 6 番 1 号
- (2) 名 称 近畿日本ツーリスト株式会社
- (3) 代表者 取締役社長 瓜 生 修 一
- 2 委託した歳入
- 彦根市城山観覧料条例(昭和 38 年彦根市条例第 4 号)に基づく観覧料および使用料
- 3 地方自治法第 243 条の 2 第 1 項の規定による指定をした日
- 令和 6 年 10 月 1 日
- 4 地方自治法第 243 条の 2 第 1 項の規定による委託をした日
- 令和 6 年 10 月 1 日

彦根市告示第 201 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 243 条の 2 第 1 項の規定に基づき、彦根市城山観覧料の徴収事務を下記のとおり委託したので、同条第 2 項の規定により告示する。

令和 6 年 10 月 1 日

彦根市長 和 田 裕 行

記

- 1 委託の相手方
- (1) 所在地 東京都中央区日本橋一丁目 19 番 1 号
- (2) 名 称 株式会社日本旅行
- (3) 代表者 代表取締役社長 小谷野 悦 光
- 2 委託した歳入
- 彦根市城山観覧料条例(昭和 38 年彦根市条例第 4 号)に基づく観覧料および使用料
- 3 地方自治法第 243 条の 2 第 1 項の規定による指定をした日
- 令和 6 年 10 月 1 日
- 4 地方自治法第 243 条の 2 第 1 項の規定による委託をした日
- 令和 6 年 10 月 1 日

彦根市告示第 202 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 243 条の 2 第 1 項の規定に基づき、彦根市城山観覧料の徴収事務を下記のとおり委託したので、同条第 2 項の規定により告示する。

令和 6 年 10 月 1 日

彦根市長 和 田 裕 行

記

- 1 委託の相手方
- (1) 所在地 名古屋市中村区名駅南二丁目 14 番 19 号(住友生命名古屋ビル内)
- (2) 名 称 名鉄観光サービス株式会社
- (3) 代表者 取締役社長 岩 切 道 郎
- 2 委託した歳入
- 彦根市城山観覧料条例(昭和 38 年彦根市条例第 4 号)に基づく観覧料および使用料
- 3 地方自治法第 243 条の 2 第 1 項の規定による指定をした日
- 令和 6 年 10 月 1 日
- 4 地方自治法第 243 条の 2 第 1 項の規定による委託をした日
- 令和 6 年 10 月 1 日

彦根市告示第 203 号

彦根市地域生活支援事業実施要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和 6 年 10 月 1 日

彦根市長 和 田 裕 行

彦根市地域生活支援事業実施要綱の一部を改正する告示
彦根市地域生活支援事業実施要綱(平成18年彦根市告示第194号)の一部を次のように改正する。

第99条第2項第1号ア中「3時間」を「1時間」に、「3,000円」を「2,000円」に改め、同号エを同号カとし、同号ウを同号オとし、同号イを同号エとし、同号アの次に次のように加える。

イ 1時間を超え2時間以内のサービス提供 2,500円
ウ 2時間を超え3時間以内のサービス提供 3,000円

別記様式第13号を次のように改める。
様式第13号(第34条関係)

日常生活用具納入可能物品表

種目		納入可能物品
介護・訓練支援用具	特殊寝台	
	特殊マット	
	特殊尿器	
	入浴担架	
	体位変換器	
	移動用リフト	
	訓練椅子	
	訓練用ベッド	
自立生活支援用具	入浴補助用具	
	便器(手すり)	
	T字状・棒状のつえ	
	移動・移乗支援用具	
	頭部保護帽	
	特殊便器	
	火災警報器	
	自動消火器	
	電磁調理器	
	歩行時間延長信号機用小型送信機	
	聴覚障害者用屋内信号装置	
在宅療養等支援用具	透析液加温器	
	ネブライザー(吸入器)	
	電気式たん吸引器	
	電気式たん吸引器(バッテリー内蔵型)	
	酸素ボンベ運搬車	
	視覚障害者用音声式体温計	
	視覚障害者用体重計	
	動脈血中酸素飽和度測定器(パルスオキシメーター)	
	音声血圧計	
	排痰補助装置(カフアシスト)	
	正弦波インバーター発電機	
	ポータブル電源(蓄電池)	
	DC/ACインバーター(カーインバーター)	

	人工呼吸器用外部バッテリー	
情報・意思疎通支援用具	携帯用会話補助装置	
	情報・通信支援用具	
	点字ディスプレイ	
	点字器(標準型)(携帯用)	
	点字タイプライター	
	視覚障害者用ポータブルレコーダー(録音再生・再生専門)	
	視覚障害者用活字文書読上げ装置	
	視覚障害者用拡大読書器	
	視覚障害者用時計(触読式)(音読式)	
	聴覚障害者用通信装置(FAX)	
	聴覚障害者用情報受信装置	
	人工喉頭(笛式)(電動式)	
	点字図書	
	人工内耳(外部装置)	
	人工内耳用電池(空気電池)	
	人工内耳用電池(充電電池)	
	人工内耳用充電器	
	視覚障害者用地上デジタル波対応ラジオ	
排泄管理支援用具	ストーマ装具(蓄便袋)(蓄尿袋)	
	紙おむつ等	
	収尿器	
住宅改修費	居宅生活動作補助用具	

付 則

この告示は、令和 6 年 10 月 1 日から施行する。

彦根市告示第 204 号

建築物が立地する土地の区域および常備消防機関の現地到着時間の指定の一部を改正する告示を次のように定める。

令和 6 年 10 月 1 日

彦根市長 和 田 裕 行

建築物が立地する土地の区域および常備消防機関の現地到着時間の指定の一部を改正する告示

建築物が立地する土地の区域および常備消防機関の現地到着時間の指定(令和 4 年彦根市告示第 128 号)の一部を次のように改正する。

本則中「建築基準法第 27 条第 1 項に規定する特殊建築物の主要構造部の構造方法等を定める件」を「建築基準法第 27 条第 1 項に規定する特殊建築物の特定主要構造部の構造方法等を定める件」に改める。

付 則

この告示は、令和 6 年 10 月 1 日から施行する。

彦根市告示第 205 号

地価公示図書閲覧規程等の一部を改正する告示を次のように定める。

令和 6 年 10 月 1 日

彦根市長 和 田 裕 行

地価公示図書閲覧規程等の一部を改正する告示

(地価公示図書閲覧規程の一部改正)

- 第 1 条 地価公示図書閲覧規程(昭和 49 年彦根市告示第 49 号)の一部を次のように改正する。
- 第 3 条第 1 項第 2 号中「執務時間内」を「午前 9 時から午後 4 時 45 分まで」に改める。
- 第 8 条中「歴史まちづくり部長」を「都市政策部長」に改める。

(聴覚障害者用ファクス中継サービス事業実施要綱の一部改正)

- 第 2 条 聴覚障害者用ファクス中継サービス事業実施要綱(平成 3 年彦根市告示第 31 号)の一部を次のように改正する。
- 第 3 条の表中「午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで」を「午前 9 時から午後 4 時 45 分まで」に改める。

(建築基準法施行規則第 11 条の 3 第 1 項の書類の閲覧に関する規程の一部改正)

- 第 3 条 建築基準法施行規則第 11 条の 3 第 1 項の書類の閲覧に関する規程(平成 5 年彦根市告示第 16 号)の一部を次のように改正する。
- 第 3 条中「執務時間内」を「午前 9 時から午後 4 時 45 分まで」に改める。

(彦根市いきがいわくワークセンター設置要綱の一部改正)

- 第 4 条 彦根市いきがいわくワークセンター設置要綱(平成 28 年彦根市告示第 91 号)の一部を次のように改正する。
- 第 3 条第 2 項中「午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで」を「午前 9 時から午後 4 時 45 分まで」に改める。

(彦根市建設工事の積算疑義申立手続に関する取扱要綱の一部改正)

- 第 5 条 彦根市建設工事の積算疑義申立手続に関する取扱要綱(平成 29 年彦根市告示第 32 号)の一部を次のように改正する。
- 第 3 条第 1 項および第 5 条第 2 項中「午後 5 時」を「午後 4 時 45 分」に改める。
- 別記様式第 2 号中「午後 5 時」を「午後 4 時 45 分」に改める。

付 則

この告示は、令和 6 年 10 月 1 日から施行する。

彦根市告示第 205 号の 2

彦根市妊婦健康診査等事業実施要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和 6 年 10 月 1 日

彦根市長 和 田 裕 行

彦根市妊婦健康診査等事業実施要綱の一部を改正する告示

彦根市妊婦健康診査等事業実施要綱(平成 25 年彦根市告示第 91 号)の一部を次のように改正する。

- 第 1 条中「妊婦に」を「妊産婦に」に、「妊婦の」を「妊産婦の」に、「ならびに妊婦」を「ならびに妊産婦」に改める。
- 第 2 条第 1 号中「妊婦」を「妊産婦」に改める。
- 第 4 条第 1 項中「および新生児聴覚検査受診券(別記様式第 1 号の 2)」を「、彦根市新生児聴覚検査受診券(別記様式第 1 号の 2)および彦根市産婦健康診査受診券(別記様式第 1 号の 3)」に改め、同条第 2 項中「出産日までに」を削る。
- 第 11 条第 1 項中「当該妊婦」を「当該妊産婦」に、「妊婦等」を「妊産婦等」に改め、同条第 2 項中「妊婦等」を「妊産婦等」に改める。

別表に次のように加える。

産婦健康診査	基本診察(問診 診察 血圧測定 体重測定) 尿検査 乳房・授乳の状況 EPDS または NICE 等の質問票を用いたスクリーニング検査 保健指導	1 回につき 5,000 円とし、2 回を限度とする。
--------	--	-----------------------------

別記様式第 1 号中「(第 5 条関係)」を「(第 4 条関係)」に改める。

別記様式第 1 号の 2 中「(第 5 条関係)」を「(第 4 条関係)」に、「新生児聴覚検査受診券」を「彦根市新生児聴覚検査受診券」に改める。

別記様式第 1 号の 2 の次に次の 1 様式を加える。

様式第 1 号の 3(第 4 条関係)
(その 1)

交付No. _____

彦根市産婦健康診査受診券(産後 2 週間)

*太枠内をご記入の上、委託医療機関にご提出ください。

本人記入欄

ふりがな 産婦氏名		生年月日	年 月 日生
住 所	彦根市 TEL()		

委託医療機関の長 様
上記の検査を依頼します。

彦根市長 

上記の者について、産婦健康診査として下記の健診内容を実施したので報告します。
彦根市長 様

医療機関記入欄

受診年月日 出 産 日	年 月 日(産後 日) 年 月 日
健 診 内 容	☐ 基本診察(問診および診察、血圧・体重測定) ☐ 尿検査 ☐ 乳房・授乳の状況 ☐ 保健指導 ☐ EPDSまたはNICE等の質問票を用いたスクリーニング検査
検 査 結 果	・体重 ()kg ・血圧(/)mmHg ・子宮復古・悪露の状態 1: 所見なし 2: 所見あり ・乳房・授乳に関すること 1: 所見なし 2: 所見あり ・尿蛋白 1: — 2: + 3: # ・尿糖 1: — 2: + 3: # ・EPDS()点または2項目質問票(該当あり・該当なし)
健 康 診 査 の 所 見	異常なし・要指導・要精検
特 記 す べ き 事 項	

請 求 額	円(5,000 円上限)
-------	--------------

医療機関名 

交付Na —

*太枠内をご記入の上、委託医療機関にご提出ください。

本人記入欄

ふりがな 産婦氏名		生年月日	年 月 日生
住 所	彦根市 TEL ()		

委託医療機関の長 様
上記の検査を依頼します。

彦根市長



上記の者について、産婦健康診査として下記の健診内容を実施したので報告します。

彦根市長 様

医療機関記入欄

受診年月日 出 産 日	年 月 日(産後 日) 年 月 日
健 診 内 容	☐ 基本診察(問診および診察、血圧・体重測定) ☐ 尿検査 ☐ 乳房・授乳の状況 ☐ 保健指導 ☐ EPDSまたはNICE等の質問票を用いたスクリーニング検査
検 査 結 果	・体重 () k g ・血圧(/) mmHg ・子宮復古・悪露の状態 1: 所見なし 2: 所見あり ・乳房・授乳に関すること 1: 所見なし 2: 所見あり ・尿蛋白 1: — 2: + 3: # ・尿糖 1: — 2: + 3: # ・EPDS ()点または2項目質問票(該当あり・該当なし)
健 康 診 査 の 所 見	異常なし・要指導・要精検
特 記 す べ き 事 項	

請 求 額	円(5,000 円上限)
-------	--------------

医療機関名



付 則

この告示は、令和6年10月1日から施行する。

公告

彦根市農地利用地域計画策定公告

農業経営基盤強化促進法(昭和 55 年法律第 65 号)第 19 条第 1 項の規定により、彦根市農地利用地域計画(以下「計画」という。)を定めたので、同条第 8 項の規定により下記のとおり公告する。

令和 6 年 9 月 18 日

彦根市長 和 田 裕 行

記

- 1 計画を定めた地域
彦根市葛籠町、犬方町および楡町
- 2 計画を定めた日
令和 6 年 9 月 18 日

2025 年度版彦根市子育てガイドブック発行事業者募集公告
2025 年度版彦根市子育てガイドブック製作について、下記のとおり公募による発行事業者の選定を実施する。
令和 6 年 9 月 19 日

彦根市長 和 田 裕 行

記

- 1 事業内容
2025 年度版彦根市子育てガイドブックの冊子製作(2,500 部)
- 2 製作方法
発行事業者自らが広告収入等にて財源を確保することで、冊子製作に係る全ての経費を賄って発行する方法
- 3 仕様
別紙「2025 年度版彦根市子育てガイドブック仕様書」のとおり
- 4 納品日
令和 7 年 6 月中旬
- 5 企画提案書等の提出期限
令和 6 年 10 月 21 日(月) 午後 4 時 45 分まで
- 6 選考方法
公募による書面選考
- 7 その他
詳細については、「2025 年度版彦根市子育てガイドブック発行事業者募集要項」のとおり
- 8 書類の提出および問合せ先
彦根市子ども未来部子ども・若者課
(住所) 〒522-0041 彦根市平田町 670 番地(彦根市福祉センター内)
(TEL) 0749-49-2251
(FAX) 0749-26-1768
(Email) kodomowakamono@ma.city.hikone.shiga.jp

公売公告兼見積価額公告
差押財産を公売に付するので、地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)の規定によりその例によることとされる国税徴収法(昭和 34 年法律第 147 号)第 95 条の規定によりその旨を公告し、同法第 99 条の規定により見積価額を公告する。
令和 6 年 9 月 19 日

彦根市長 和 田 裕 行

公売番号	第 1 号
公売財産の表示	別紙のとおり
公売保証金	24,000 円
見積価額	240,000 円
公売の方法	入札
公売保証金納付期間	令和 6 年 10 月 3 日(木) 午前 10 時 30 分から 令和 6 年 10 月 3 日(木) 午前 10 時 50 分まで
入札期間	令和 6 年 10 月 3 日(木) 午前 10 時 30 分から

	令和 6 年 10 月 3 日(木) 午前 11 時まで
公売の場所	滋賀県大津市松本一丁目 2 番 1 号 滋賀県大津合同庁舎 3 階 入札室
売却決定の日時	令和 6 年 10 月 24 日(木) 午前 11 時
売却決定の場所	滋賀県彦根市元町 4 番 2 号 彦根市役所総務部債権管理課
買受代金の納付の期限	令和 6 年 10 月 24 日(木) 午前 11 時 30 分
買受人の資格その他の要件	1 国税徴収法第 92 条および同法第 108 条第 1 項各号の該当者は、買受人となることはできません。 2 公売保証金を納付した後でなければ入札はできません。
公売財産上の質権者、抵当権者等の権利の内容の申出	公売財産上に質権、抵当権、先取特権、留置権その他公売財産の売却代金から配当を受け取ることができる権利を有する者は、売却決定の日の前日までにその内容を申し出てください。
その他の事項	1 公売日時までに公売を中止することがあります。 2 公売保証金および買受代金は、現金または銀行振出の小切手(振出日から起算して 7 日を経過していないものに限る。)でなければ納付できません。 3 記名人は、入札者本人に限ります。代理の場合は委任状を持参してください(委任者の印鑑証明書が必要となります。) 4 一度行った入札は、変更または取消しができません。 5 見積価額以上の入札者のうち、最高価額のものを最高価申込者と決定します。 6 最高価額の入札者が複数あるときは、開札日のうちに、それらの者による追加入札を行います。 7 最高価申込者の入札価額に次ぐ高い価額(見積価額以上で、かつ、最高入札価額から公売保証金を控除した金額以上のもの)による入札者に対し、次順位買受申込者制度を適用することがあります。 8 公売財産に係る市税の完納の事実が買受代金納付の前に証明されたとき、または買受代金納付後であっても取り消すべき重大な事由があるときは売却決定を取り消します。 9 公売財産の取得時期は、売却決定後で、かつ、買受代金の納付があったときです。したがって、取得後のき損、焼失等による損害の負担は買受人が負います。彦根市は公売財産について、瑕疵担保責任を負いません。なお、許可および承認を必要とする財産は買受人がそれを得たときになります。また、財産の引渡しは、買受代金納付時点の現況有姿により行います。 10 公売による権利移転に伴う費用(移転登記の登録免許税等)は買受人の負担となります。 11 公簿面積と現況が異なる場合があります。境界は買受人が隣地所有者と協議してください。 12 公売財産内の動産類やごみなどの撤去、鍵などの引渡しなどは、全て買受人が行うことになります。 13 その他、本件公売は国税徴収法の規定に基づく制限があります。 14 入札者等が自己に関わる情報等が第三者に知られもしくは不正に使用される等により損害を受けた場合に彦根市は何ら補償しません。 15 対象物件については、消費税法施行令(昭和 63 年政令第 360 号)第 70 条の 12 第 5 項の規定に基づき、買受人の求めに応じて、彦根市が適格請求書を交付します。なお、「適格請求書交付対象買受代金(税込)」は、入札価

	額に「見積価額に占める課税資産の価額の割合(以下「課税資産価額割合」といいます。)」および「事業と家事の用途に共通して使用する対象物件の事業としての部分の割合(以下「事業専用割合」といいます。)」を乗じて算出します。 課税資産価額割合 33.33% 事業専用割合 100% 16 国税徴収法第 89 条第 3 項の規定に基づき一括換価の方法により公売を行います。
--	--

別紙

公売財産の表示

売却区分	公売財産の名称、数量、性質および所在	
1	公売財産の名称 数量	不動産(土地・建物) 土地 1 筆 建物 1 棟
	一棟の建物の表示 所在 建物の名称 構造 床面積	彦根市河原二丁目 48 番地 MKビル 鉄骨造ルーフィング葺 6 階建 1 階 127.74 平方メートル 2 階 210.35 平方メートル 3 階 210.35 平方メートル 4 階 210.35 平方メートル 5 階 210.35 平方メートル 6 階 210.35 平方メートル
	敷地権の目的である土地の表示 土地の符号 所在および地番 地目 地積	1 彦根市河原二丁目 48 番 宅地 328.15 平方メートル
	専有部分の建物の表示 家屋番号 建物の名称 種類 構造 床面積	河原二丁目 48 番の 404 404 店舗 鉄骨造 1 階建 4 階部分 42.21 平方メートル
	敷地権の表示 土地の符号 敷地権の種類 敷地権の割合	1 所有権 9 万 9409 分の 4366

公売公告兼見積価額公告の中止

令和 6 年 9 月 19 日付で公告した公売の実施および見積価格について、中止するため次のとおり公告する。

令和 6 年 9 月 25 日

彦根市長 和 田 裕 行

公売番号	第 1 号
公売財産の表示	別紙のとおり
見積価額	240,000 円
公売の方法	入札

入札期間	令和 6 年 10 月 3 日(木) 午前 10 時 30 分から 令和 6 年 10 月 3 日(木) 午前 11 時まで
公売の場所	滋賀県大津市松本一丁目 2 番 1 号 滋賀県大津合同庁舎 3 階 入札室
売却決定の日時	令和 6 年 10 月 24 日(木) 午前 11 時
売却決定の場所	滋賀県彦根市元町 4 番 2 号 彦根市役所総務部債権管理課
買受代金の納付の期限	令和 6 年 10 月 24 日(木) 午前 11 時 30 分

別紙

公売財産の表示

売却区分	公売財産の名称、数量、性質および所在	
1	公売財産の名称 数量	不動産(土地・建物) 土地 1 筆 建物 1 棟
	一棟の建物の表示 所在	彦根市河原二丁目 48 番地
	建物の名称	MKビル
	構造	鉄骨造ルーフィング葺 6 階建
	床面積	1 階 127.74 平方メートル 2 階 210.35 平方メートル 3 階 210.35 平方メートル 4 階 210.35 平方メートル 5 階 210.35 平方メートル 6 階 210.35 平方メートル
	敷地権の目的である土地の表示 土地の符号	1
	所在および地番	彦根市河原二丁目 48 番
	地目	宅地
	地積	328.15 平方メートル
	専有部分の建物の表示 家屋番号	河原二丁目 48 番の 404
	建物の名称	404
	種類	店舗
	構造	鉄骨造 1 階建
	床面積	4 階部分 42.21 平方メートル
	敷地権の表示 土地の符号	1
	敷地権の種類	所有権
	敷地権の割合	9 万 9409 分の 4366

都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告

都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)第 36 条第 1 項の規定に基づく開発行為に関する工事の完了届に対し、同条第 2 項の規定に基づき、次のとおり検査済証を交付した。

令和 6 年 9 月 26 日

彦根市長 和 田 裕 行

開発許可を受けた者の住所および氏名	開発区域の名称	面 積	検査済証	
			交付年月日	番 号
(略)	彦根市田附町字南出介 634 番	261.36 m ²	令和 6.9.26	1007

議 会 訓 令

彦根市議会訓令第 2 号

彦根市議会図書室規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和 6 年 10 月 1 日

彦根市議会議長 上 杉 正 敏

彦根市議会図書室規程の一部を改正する訓令

彦根市議会図書室規程(平成 10 年彦根市議会訓令第 2 号)の一部を次のように改正する。

第 6 条中「議会事務局の執務時間による」を「彦根市の休日を定める条例(平成 2 年彦根市条例第 12 号)第 1 条第 1 項に規定する市の休日を除き、午前 9 時から午後 4 時 45 分までとする」に改める。

付 則

この訓令は、令和 6 年 10 月 1 日から施行する。

教 育 委 員 会 告 示

彦根市教育委員会告示第 19 号

彦根市教育委員会会議を下記のとおり招集する。

令和 6 年 9 月 18 日

彦根市教育委員会

教育長 西 嶋 良 年

記

- 1 日 時 令和 6 年 9 月 26 日(木)午後 1 時 30 分から
- 2 場 所 彦根市役所本庁舎 5-1、5-2 会議室
- 3 議 題 なし(報告事項等のみ)

彦根市教育委員会告示第 20 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 243 条の 2 第 1 項の規定に基づき、彦根城博物館観覧料の徴収事務を下記のとおり委託したので、同条第 2 項の規定により告示する。

令和 6 年 10 月 1 日

彦根市教育委員会

教育長 西 嶋 良 年

記

- 1 委託の相手方
 - (1) 所在地 東京都大田区平和島六丁目 1 番 1 号
 - (2) 名 称 株式会社農協観光
 - (3) 代表者 代表取締役社長 清 水 清 男
- 2 委託した歳入
彦根城博物館の設置および管理に関する条例(昭和 61 年彦根市条例第 2 号)に基づく観覧料および使用料
- 3 方自治法第 243 条の 2 第 1 項の規定による指定をした日
令和 6 年 10 月 1 日
- 4 地方自治法第 243 条の 2 第 1 項の規定による委託をした日
令和 6 年 10 月 1 日

彦根市教育委員会告示第 21 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 243 条の 2 第 1 項の規定に基づき、彦根城博物館観覧料の徴収事務を下記のとおり委託したので、同条第 2 項の規定により告示する。

令和 6 年 10 月 1 日

彦根市教育委員会

教育長 西 嶋 良 年

記

1 委託の相手方

- (1) 所在地 東京都中央区築地二丁目 5 番 3 号
(2) 名 称 株式会社読売旅行
(3) 代表者 代表取締役社長 貞 広 貴 志

2 委託した歳入

彦根城博物館の設置および管理に関する条例(昭和 61 年彦根市条例第 2 号)に基づく観覧料および使用料

3 地方自治法第 243 条の 2 第 1 項の規定による指定をした日

令和 6 年 10 月 1 日

4 地方自治法第 243 条の 2 第 1 項の規定による委託をした日

令和 6 年 10 月 1 日

彦根市教育委員会告示第 22 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 243 条の 2 第 1 項の規定に基づき、彦根城博物館観覧料の徴収事務を下記のとおり委託したので、同条第 2 項の規定により告示する。

令和 6 年 10 月 1 日

彦根市教育委員会
教育長 西 嶋 良 年

記

1 委託の相手方

- (1) 所在地 東京都墨田区押上一丁目 1 番 2 号
(2) 名 称 東武トップツアーズ株式会社
(3) 代表者 代表取締役 百木田 康 二

2 委託した歳入

彦根城博物館の設置および管理に関する条例(昭和 61 年彦根市条例第 2 号)に基づく観覧料および使用料

3 地方自治法第 243 条の 2 第 1 項の規定による指定をした日

令和 6 年 10 月 1 日

4 地方自治法第 243 条の 2 第 1 項の規定による委託をした日

令和 6 年 10 月 1 日

彦根市教育委員会告示第 23 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 243 条の 2 第 1 項の規定に基づき、彦根城博物館観覧料の徴収事務を下記のとおり委託したので、同条第 2 項の規定により告示する。

令和 6 年 10 月 1 日

彦根市教育委員会
教育長 西 嶋 良 年

記

1 委託の相手方

- (1) 所在地 東京都江東区豊洲五丁目 6 番 52 号
(2) 名 称 クラブツーリズム株式会社
(3) 代表者 代表取締役社長 酒 井 博

2 委託した歳入

彦根城博物館の設置および管理に関する条例(昭和 61 年彦根市条例第 2 号)に基づく観覧料および使用料

3 地方自治法第 243 条の 2 第 1 項の規定による指定をした日

令和 6 年 10 月 1 日

4 地方自治法第 243 条の 2 第 1 項の規定による委託をした日

令和 6 年 10 月 1 日

彦根市教育委員会告示第24号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2第1項の規定に基づき、彦根城博物館観覧料の徴収事務を下記のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和6年10月1日

彦根市教育委員会
教育長 西 嶋 良 年

記

1 委託の相手方

- (1) 所在地 大阪市浪速区湊町一丁目4番1号 OCATビル4F
- (2) 名 称 協同組合大阪府旅行業協会
- (3) 代表者 理事長 前 田 栄 次

2 委託した歳入

彦根城博物館の設置および管理に関する条例(昭和61年彦根市条例第2号)に基づく観覧料および使用料

3 地方自治法第243条の2第1項の規定による指定をした日

令和6年10月1日

4 地方自治法第243条の2第1項の規定による委託をした日

令和6年10月1日

彦根市教育委員会告示第25号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2第1項の規定に基づき、彦根城博物館観覧料の徴収事務を下記のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和6年10月1日

彦根市教育委員会
教育長 西 嶋 良 年

記

1 委託の相手方

- (1) 所在地 東京都中央区銀座8丁目13番1号 銀座三井ビルディング2F
- (2) 名 称 株式会社全旅
- (3) 代表者 代表取締役 中 間 幹 夫

2 委託した歳入

彦根城博物館の設置および管理に関する条例(昭和61年彦根市条例第2号)に基づく観覧料および使用料

3 地方自治法第243条の2第1項の規定による指定をした日

令和6年10月1日

4 地方自治法第243条の2第1項の規定による委託をした日

令和6年10月1日

彦根市教育委員会告示第26号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2第1項の規定に基づき、彦根城博物館観覧料の徴収事務を下記のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和6年10月1日

彦根市教育委員会
教育長 西 嶋 良 年

記

1 委託の相手方

- (1) 所在地 兵庫県姫路市網干区和久478番地1
- (2) 名 称 兵庫県旅行業協同組合
- (3) 代表者 理事長 門 田 基 秀

2 委託した歳入

彦根城博物館の設置および管理に関する条例(昭和 61 年彦根市条例第 2 号)に基づく観覧料および使用料

3 地方自治法第 243 条の 2 第 1 項の規定による指定をした日

令和 6 年 10 月 1 日

4 地方自治法第 243 条の 2 第 1 項の規定による委託をした日

令和 6 年 10 月 1 日

彦根市教育委員会告示第 27 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 243 条の 2 第 1 項の規定に基づき、彦根城博物館観覧料の徴収事務を下記のとおり委託したので、同条第 2 項の規定により告示する。

令和 6 年 10 月 1 日

彦根市教育委員会
教育長 西 嶋 良 年

記

1 委託の相手方

- (1) 所在地 京都市下京区四条通室町東入ル函谷鉾町 78 番地 京都経済センター4 階 413
(2) 名 称 京都府旅行業協同組合
(3) 代表者 理事長 森 野 茂

2 委託した歳入

彦根城博物館の設置および管理に関する条例(昭和 61 年彦根市条例第 2 号)に基づく観覧料および使用料

3 地方自治法第 243 条の 2 第 1 項の規定による指定をした日

令和 6 年 10 月 1 日

4 地方自治法第 243 条の 2 第 1 項の規定による委託をした日

令和 6 年 10 月 1 日

彦根市教育委員会告示第 28 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 243 条の 2 第 1 項の規定に基づき、彦根城博物館観覧料の徴収事務を下記のとおり委託したので、同条第 2 項の規定により告示する。

令和 6 年 10 月 1 日

彦根市教育委員会
教育長 西 嶋 良 年

記

1 委託の相手方

- (1) 所在地 大阪市北区梅田二丁目 5 番 25 号
(2) 名 称 株式会社阪急交通社
(3) 代表者 代表取締役社長 酒 井 淳

2 委託した歳入

彦根城博物館の設置および管理に関する条例(昭和 61 年彦根市条例第 2 号)に基づく観覧料および使用料

3 地方自治法第 243 条の 2 第 1 項の規定による指定をした日

令和 6 年 10 月 1 日

4 地方自治法第 243 条の 2 第 1 項の規定による委託をした日

令和 6 年 10 月 1 日

彦根市教育委員会告示第 29 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 243 条の 2 第 1 項の規定に基づき、彦根城博物館観覧料の徴収事務を下記のとおり委託したので、同条第 2 項の規定により告示する。

令和 6 年 10 月 1 日

彦根市教育委員会
教育長 西 嶋 良 年

記

1 委託の相手方

- (1) 所在地 東京都品川区東品川二丁目 3 番 11 号
- (2) 名 称 株式会社 J T B
- (3) 代表者 代表取締役 社長執行役員 山 北 栄二郎

2 委託した歳入

彦根城博物館の設置および管理に関する条例(昭和 61 年彦根市条例第 2 号)に基づく観覧料および使用料

3 地方自治法第 243 条の 2 第 1 項の規定による指定をした日

令和 6 年 10 月 1 日

4 地方自治法第 243 条の 2 第 1 項の規定による委託をした日

令和 6 年 10 月 1 日

彦根市教育委員会告示第 30 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 243 条の 2 第 1 項の規定に基づき、彦根城博物館観覧料の徴収事務を下記のとおり委託したので、同条第 2 項の規定により告示する。

令和 6 年 10 月 1 日

彦根市教育委員会
教育長 西 嶋 良 年

記

1 委託の相手方

- (1) 所在地 浜松市中央区旭町 12-1 遠鉄百貨店新館事務所フロア 12 階
- (2) 名 称 遠州鉄道株式会社
- (3) 代表者 旅行営業部長 諸 井 宏 司

2 委託した歳入

彦根城博物館の設置および管理に関する条例(昭和 61 年彦根市条例第 2 号)に基づく観覧料および使用料

3 地方自治法第 243 条の 2 第 1 項の規定による指定をした日

令和 6 年 10 月 1 日

4 地方自治法第 243 条の 2 第 1 項の規定による委託をした日

令和 6 年 10 月 1 日

彦根市教育委員会告示第 31 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 243 条の 2 第 1 項の規定に基づき、彦根城博物館観覧料の徴収事務を下記のとおり委託したので、同条第 2 項の規定により告示する。

令和 6 年 10 月 1 日

彦根市教育委員会
教育長 西 嶋 良 年

記

1 委託の相手方

- (1) 所在地 東京都中央区京橋一丁目 5 番 8 号 三栄ビル 2 階
- (2) 名 称 株式会社ジェイアール東海ツアーズ
- (3) 代表者 代表取締役社長 杉 浦 雅 也

2 委託した歳入

彦根城博物館の設置および管理に関する条例(昭和 61 年彦根市条例第 2 号)に基づく観覧料および使用料

3 地方自治法第 243 条の 2 第 1 項の規定による指定をした日

令和 6 年 10 月 1 日

4 地方自治法第 243 条の 2 第 1 項の規定による委託をした日
令和 6 年 10 月 1 日

彦根市教育委員会告示第 32 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 243 条の 2 第 1 項の規定に基づき、彦根城博物館観覧料の徴収事務を下記のとおり委託したので、同条第 2 項の規定により告示する。

令和 6 年 10 月 1 日

彦根市教育委員会
教育長 西 嶋 良 年

記

1 委託の相手方

- (1) 所在地 岐阜市九重町四丁目 20 番地
(2) 名 称 岐阜乗合自動車株式会社
(3) 代表者 代表取締役社長 葛 西 信 三

2 委託した歳入

彦根城博物館の設置および管理に関する条例(昭和 61 年彦根市条例第 2 号)に基づく観覧料および使用料

3 地方自治法第 243 条の 2 第 1 項の規定による指定をした日
令和 6 年 10 月 1 日

4 地方自治法第 243 条の 2 第 1 項の規定による委託をした日
令和 6 年 10 月 1 日

彦根市教育委員会告示第 33 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 243 条の 2 第 1 項の規定に基づき、彦根城博物館観覧料の徴収事務を下記のとおり委託したので、同条第 2 項の規定により告示する。

令和 6 年 10 月 1 日

彦根市教育委員会
教育長 西 嶋 良 年

記

1 委託の相手方

- (1) 所在地 東京都中央区日本橋一丁目 19 番 1 号
(2) 名 称 株式会社日本旅行
(3) 代表者 代表取締役社長 小谷野 悦 光

2 委託した歳入

彦根城博物館の設置および管理に関する条例(昭和 61 年彦根市条例第 2 号)に基づく観覧料および使用料

3 地方自治法第 243 条の 2 第 1 項の規定による指定をした日
令和 6 年 10 月 1 日

4 地方自治法第 243 条の 2 第 1 項の規定による委託をした日
令和 6 年 10 月 1 日

彦根市教育委員会告示第 34 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 243 条の 2 第 1 項の規定に基づき、彦根城博物館観覧料の徴収事務を下記のとおり委託したので、同条第 2 項の規定により告示する。

令和 6 年 10 月 1 日

彦根市教育委員会
教育長 西 嶋 良 年

記

1 委託の相手方

- (1) 所在地 東京都新宿区西新宿二丁目 6 番 1 号

- (2) 名 称 近畿日本ツーリスト株式会社
(3) 代表者 取締役社長 瓜 生 修 一

2 委託した歳入

彦根城博物館の設置および管理に関する条例(昭和61年彦根市条例第2号)に基づく観覧料および使用料

- 3 地方自治法第243条の2第1項の規定による指定をした日
令和6年10月1日
4 地方自治法第243条の2第1項の規定による委託をした日
令和6年10月1日

彦根市教育委員会告示第35号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2第1項の規定に基づき、彦根城博物館観覧料の徴収事務を下記のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和6年10月1日

彦根市教育委員会
教育長 西 嶋 良 年

記

1 委託の相手方

- (1) 所在地 名古屋市中村区名駅南二丁目14番19号(住友生命名古屋ビル内)
(2) 名 称 名鉄観光サービス株式会社
(3) 代表者 取締役社長 岩 切 道 郎

2 委託した歳入

彦根城博物館の設置および管理に関する条例(昭和61年彦根市条例第2号)に基づく観覧料および使用料

- 3 地方自治法第243条の2第1項の規定による指定をした日
令和6年10月1日
4 地方自治法第243条の2第1項の規定による委託をした日
令和6年10月1日